

令和 2 年第 4 回羅臼町議会定例会（第 1 号）

令和 2 年 1 2 年 1 1 日（金曜日）午前 1 0 時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第 5 9 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第 7 議案第 6 0 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 日程第 8 議案第 6 1 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
 - 日程第 9 議案第 6 2 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
 - 日程第 1 0 議案第 6 3 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
 - 日程第 1 1 議案第 6 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 2 議案第 6 5 号 羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 3 議案第 6 6 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 4 議案第 6 7 号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 5 議案第 6 8 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 6 議案第 6 9 号 羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定について
 - 日程第 1 7 議案第 7 0 号 羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 8 議案第 7 1 号 財産の取得について
-

○出席議員（10名）

議 長 1 0 番 佐 藤 晶 君 副議長 9 番 小 野 哲 也 君

1番 加藤 勉 君
3番 高島 譲二 君
5番 坂本 志郎 君
7番 村山 修一 君

2番 田中 良 君
4番 井上 章二 君
6番 松原 臣 君
8番 鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	和 田 宏 一 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税 務 財 政 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 財 政 課 長 補 佐	飯 島 東 君
環 境 生 活 課 長	松 崎 博 幸 君	保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君
保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君	福 祉 ・ 介 護 担 当 課 長	福 田 一 輝 君
産 業 創 生 課 長	大 沼 良 司 君	ま ち づ くり 担 当 課 長	石 崎 佳 典 君
建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社 会 教 育 課 長	野 田 泰 寿 君	社 会 教 育 課 長 補 佐	湊 慶 介 君
図 書 館 長	菊 地 理 恵 子 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君

○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長 鹿 又 明 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 長 岡 紀 文 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でのマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から12月16日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、12月12日から12月15日までの4日間は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月16日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、12月12日から12月15日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

まずは、先ほど長年の功績をたたえられ、松原議員が社会貢献賞を受賞されました。これまでのまちづくりへの取り組みが評価されたことに、町民を代表してお祝いを申し上げます。

さて、令和2年度第4回定例町議会の御案内をさせていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜りまして、お礼申し上げます。

ただいまお許しをいただきましたので、6件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、冬期間に入り、道内各地で感染者の報告がされており、小規模なまちでもクラスターが発生しております。

11月には、根室振興局管内で2名の感染者の報告がありましたが、その後、管内的な広がりもなく、安堵しているところであります。

10月1日からG o T oトラベル事業に東京都発着分が加えられ、国の各種経済対策としてのG o T o事業が開始され、感染拡大防止施策及び社会経済活動をこの感染症とともに両立していかなければならなかったところですが、冬期間に入り、札幌市を中心に感染者が増加し、北海道は10月26日に独自の警戒ステージを2に引き上げ、感染防止対策を講じたところですが、感染拡大はおさまらず、11月7日に警戒ステージを3に引き上げ、27日までの3週間を集中対策期間としたところですが、さらに集中対策期間を1月15日まで延長するとして発表がありました。

町内の取り組みといたしましては、第3回定例会で御承認いただきました、高齢者などへのインフルエンザ予防接種助成事業を10月1日から開始したところ、10月末までに例年以上の予防接種件数がありました。

また、町内の子育て、保育、介護、福祉事業者への補助事業についても完了しております。

不特定多数の方が利用される商店や飲食店などへの感染予防対策補助金につきましては、11月20日まで申請期限を延長し、活用を呼びかけ、58件の申請がありました。

また、経済支援策である水産物調整保管補助金につきましては、漁獲量が前年を大きく下回ったことから、営業倉庫利用が少なく、申請についても伸びていない状況です。11月30日の申請期限時点で、申請数延べ7件、申請額343万8,000円となっております。各事業所の営業倉庫使用は、今後の水揚げ状況に左右されることから、申請期限を延長して、柔軟に対応してまいります。

さらに、12月3日には役場庁舎玄関にサーマルカメラを設置いたしました。来庁した際、手指消毒とともに、体温確認に御協力をお願いいたします。

このほかにも、様々な感染防止対策や支援対策を講じてまいりましたが、この感染症の収束はなかなか見られません。

この後、大変危惧されるのは、もし感染者が発生した場合の当事者や御家族、事業者などに対する不当な差別や偏見です。このようなことは断じてあってはなりません。皆様の御配慮をお願いいたします。長期間に及び、コロナ禍での生活により、疲弊や不安感、様々な思いがあると思いますが、御協力をお願いいたします。

2件目は、日本善行表彰の受賞についてであります。

羅臼漁業協同組合女性部の田中郁子氏におかれましては、11月21日付で、一般社団法人日本善行会より善行表彰を受賞されましたので、御報告させていただきます。

日本善行会は、善行の表彰並びに善行精神の普及と実践を通じて、明るい住みよい社会環境づくりに努め、もって国の発展と国際親善に寄与することを目的とした団体で、このたび、田中郁子氏の羅臼漁業協同組合女性部での活動における公共生活への貢献が高く評価され、受賞されたものであります。

田中氏におかれましては、昭和59年に羅臼漁業協同組合女性部に加入。以来、女性部副部長、部長、顧問を歴任し、現在は女性部ごっこ市の会会長及び指導漁業士を担い、これまで女性部活動の活性化や、地元食材の魅力を発信するため、海の幸コンテストを発案、開催され、また、環境改善や保護を目的に、EM菌石けんの製造、販売に取り組み、町内外へのPRに努められるなど、水産物の付加価値向上と水産業のイメージアップを目標に、数多くの活動をされ、地元の経済活性はもとより、地域を超えて水産業の発展に寄与されております。

本来でありますと、明治神宮において秋季善行表彰式が挙行される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、先般、12月9日、役場において、日本善行会釧路支部、小西支部長より表彰状の伝達が行われたところであります。

このたびの受賞は、本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことでありますので、町民とともに祝福し、長きにわたる公共生活への貢献と御功績に対し敬意を表し、ここに御報告申し上げる次第であります。

3件目は、知床観光ホテルの解体についてであります。

知床国立公園羅臼温泉集団地区上質化計画の一つとして、本年8月17日より、恵庭市の株式会社玉川組が知床観光ホテルの解体工事に着手し、ホテル内部や外壁などの撤去、

躯体や浄化槽の解体工事が順調に進められてまいりました。

11月27日から、仮囲いの撤去や敷地の整地作業が行われ、12月15日には仮設事務所や現地社員を引き上げ、工事を完了する予定であります。

今後の予定であります。現在、株式会社玉川組を含めた新会社の立ち上げを進めているところであり、令和3年4月から、企画設計、基本設計、実施設計を行い、令和3年度中に新たなホテルの建設工事に着手、令和5年4月末のゴールデンウィークの営業開始を目指していると報告を受けております。

4件目は、令和2年国勢調査についてであります。

国勢調査は、5年に一度、日本に住む全ての人を対象に行う国民全数調査であり、国勢調査から各種属性別の地理的人口分布を把握し、公共施設の整備、都市計画、防災計画のほか、店舗、工場の立地計画など、幅広く活用されております。

また、国が行う施策の多くに基準値として使用される大変重要なものとなっており、地方交付税の算定にも大きく影響する数値でありますので、市町村においてはとても重要な調査であります。

令和2年国勢調査は、10月1日現在で当町に滞在している方を対象に、インターネットや郵送での回答のほか、調査員による回収によって集計しております。

今回の調査では、世帯数が1,946世帯で、前回の平成27年調査から153世帯の減少、前回対比92.71%。人口は4,721人で、前回調査から694人の減少、全体対比87.18%と、大変厳しい集計結果となりました。

出生、死亡による自然減や、転入、転出による社会減のほか、水産業の低迷により水産加工場で就労する外国人労働者が減少するなど、国勢調査開始以降、最大の減少数で、人口減少が加速しています。

総務省による速報数値は令和3年2月に、最終数値の公表は令和3年6月の予定ですが、集計の結果を速報として御報告させていただきます。

5件目は、火災の発生についてであります。

令和2年中、5件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和2年11月27日金曜日、午前6時40分に覚知した礼文町、小野建設工業株式会社の建物火災であり、消防署から3台の消防車が出動しました。初動で第1分団、2分団、5分団が出動しております。先着した職員により消火活動を実施、近隣の消火栓及び直近にある飛仁臼川より揚水し、放水を実施しております。

煙を吸った傷病者が1名おり、救急車にて搬送しております。傷病者については、罹災建物内に母親と2名で居住しており、火災を発見し、消防署へ通報したとのことであります。

11時45分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因については、現在調査中であります。

6件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配布させていただきました日報は、令和2年12月9日付のものであります。

まずはうれしい報告からであります。ホッケが好調でありまして、今月に入っの1週間で約144トンの水揚げとなっております。ここまでの取扱高も、昨年同期と比べ3,300万円の増となっております。スケソウも今月に入っのとれだしてありまして、この状態が長く続くよう願っております。

しかしながら、先月で終了した秋サケ漁につきましては、単価は昨年より高く推移しましたが、水揚げ量はふるわず、約11億6,000万円という結果となってしまいました。期待をしていましたイカについては、昨年のような来遊はなく、17億円の減でありました。秋漁でのこの結果については、悪い、悪いと言われた昨年よりさらに深刻な状態になっております。

全体として、ごく一部において好調な漁種もありますが、ここまでの鮮魚取扱高合計では約41億円となっており、現時点では昨年より約22億4,000万円の減となっております。ここまでの落ち込みはいまだかつて経験のないものでありますので、危機的な状況ととらえ、羅臼漁業協同組合と連携し、原因究明と対策に当たっていかねばならないと思っております。せめてこの年末の漁が好調で、また、年明けからのスケソウやタラ漁が大漁であることを願い、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番坂本志郎君。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告にしたがい、一般質問を行います。

私の今回の質問テーマは、合計4件です。

1件目、羅臼町の人口減少対策についてお伺いします。

令和2年9月定例会で、人口減少対策の私の質問に対し、将来にわたり活力あるまちを維持するために、安定的な人口規模の確保と人口構造の若返りを図る、産業の活性化と新しい産業の創出、雇用、就労環境の確保、そして結婚、出産、子育て環境の整備が重要と答弁されましたが、これらを実現していくための重点施策及び具体策をお答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

先月末から全国的に感染が急拡大しており、北海道釧根管内も感染者が増加しています。羅臼町は地方創生臨時交付金を活用して、この間、様々な対策を実施していますが、今後の新たな感染予防対策実施計画を考えているのか、お答えください。

次に、公立学校の教育職員における休日のまとめどりのための1年単位の変形労働時間

制に関してお伺いします。

休日のまとめどり1年単位の変形労働時間制の目的と制度内容。

2点目、北海道教育委員会は、この制度導入に関して、道立学校、市町村教育委員会に対して意向調査を実施しました。制度を導入するのかもしれないのか、導入するならば、その時期について、四つの意向を調査しています。一つは、実施時期ですが、令和3年度から導入を検討する、令和4年度以降、導入を検討する、導入する予定はない、その他。この四つの意向調査がありましたが、羅臼町の教育委員会は、現時点の考え方としてどれを選択したのか。あわせて、その理由と根拠をお答えください。

次に、羅臼町の子供に対する就学援助に関してお伺いします。

この就学援助の実施根拠、羅臼町就学援助規則の設置目的、就学援助規則における令和元年度、2年度の対象者と人数、そして、要保護者、準要保護者に係る補助の概要と補助対象費目をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から4件の御質問をいただきました。1件目、2件目の御質問につきましては私から、3件目、4件目の御質問につきましては教育長から答弁をさせていただきます。

1件目は、羅臼町の人口減少対策に関して、重点施策及び具体策はとの質問でございます。

先般の第3回定例議会においても、坂本議員から、羅臼町の人口減少対策として何が必要と考えているのか、その対策をどのように具体化、実践していくのかと御質問をいただき、私から、将来にわたって活力あるまちを維持するためには、安定的な人口規模の確保と人口構造の若返りを図るとともに、産業の活性化や新しい産業の創出、雇用、就労環境の確保と、結婚、出産、子育て環境の整備が重要であると答弁をさせていただきました。

人口ビジョンの将来推計では、想定を上回る急激な減少が見込まれ、令和2年国勢調査の集計結果では過去最大の減少数となるなど、人口減少が急速に進んでいることが分かります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による観光客の減少や、外出自粛などに伴い、観光事業者や宿泊事業者、飲食事業者などが大きな影響を受けております。

羅臼漁業協同組合の年間鮮魚取扱額は50億円を下回る大不漁となる見込みであることから、当町の経済はこれまでにない状況に陥り、廃業や離職などによる人口流出も大きく懸念されるところであります。

そのような中であって、漁業振興に対しては、これまでも増養殖事業への取り組みに継続的に支援しておりますが、新たにウニ囲い礁整備に対して支援するため、本定例会において補正予算案を上程しているところであります。

また、今後のつくり育てる漁業の推進に当たっても、羅臼漁業協同組合と連携しながら、増養殖や蓄養のあり方について検討を進めております。

就労対策では、雇用の場につなげるための新たな企業の誘致、出産、子育てでは、第3子以降を出産したときの出産祝金の増額や幼稚園の預かり保育の無償化、放課後児童クラブの開設などにも取り組んでまいりました。

次年度に向けて、産業活性化の関連事業としては、現在進めております道の駅駐車場の改修工事に伴い、安全対策の観点から、施設前の駐車場をイベントスペース化することで出店販売を可能とし、観光客の滞留やにぎわいを創出することで、道の駅の魅力アップにつなげてまいりたいと考えております。これにより、多くの町内事業者に出店の機会を提供し、既存のテナント店舗と相乗効果による好影響を期待しているところです。

就労しやすい環境づくりとして、当町の公的機関などに勤務しようとする医療技術者などには、月額修学資金貸付に加え、入学支度金の支給制度を、町内の介護施設などに介護職員として採用される方には着任準備支度金の貸付制度を、本定例会で条例の一部改正案及び条例制定案を上程させていただいております。

さらには、地域の産業を担う人材の確保と、町内への移住、定住を促進するため、若年層が借り入れた奨学金に対する返還支援制度も検討しているところであります。

結婚、出産、子育ての環境整備としては、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師や保育士などが様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築してまいります。

また、子育ての経済支援対策として、現在実施している出産祝金などについては、内容の充実を検討しているところであります。

本年9月15日に開催した行政と議会議員の懇談会において、人口ビジョンをもとに、今後5年間の基本目標や方針、施策を定めた第2期羅臼町総合戦略の素案を説明し、御意見をいただきました。

10月1日策定としておりましたが、来年3月末まで検討期間を延長した上で、人口減少に対する重点施策や施策の展開、結婚、出産、子育てや経済、雇用に係る現状と課題を組織的に共通認識するため、庁舎内に羅臼町人口ビジョン・総合戦略推進会議を設置いたしました。

これまでの人口推計に加え、現下の厳しい社会情勢や当町の経済状況などを踏まえ、将来にわたって活力あるまちを維持するためのまちの重点施策と、将来に向けた具体的な取り組みの検討を進めてまいりますので、議員皆様にも再度、総合戦略への御意見や御提案をいただき、より実効性のある施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

2件目は、新型コロナウイルス感染症予防対策に関して、地方創生臨時交付金を活用して様々な対策を実施しているが、今後の新たな感染予防対策、実施計画は考えているのかとの御質問であります。

今年度、臨時会や定例会において臨時交付金を活用した補正の了解をいただき、新型コロナウイルス感染症対策として、必需物品供給事業や、学校における各種感染予防対策事業、町内の子育て及び介護福祉事業所、さらに不特定多数の方が利用する飲食店や商工業

者に対して、感染防止対策への補助事業など、様々な感染防止に対する支援を行ってまいりました。

町民の皆様や学校現場、各種事業者の方々の御努力もあり、町内においての感染症の発生は現在ありません。

しかしながら、人の往来開始に加え、冬期の換気不足や乾燥、気のゆるみなどにより、道内各地で感染者が見られるようになり、役場庁舎内でのクラスター事例も発生しております。

御質問の新たな事業としましては、本定例会で補正予算をお願いしている消防、救急活動に伴う感染防止対策のための消防活動等感染症対策整備事業並びに児童生徒や町内の団体など、移動の際の密集軽減を図るための町有バス購入事業、また、感染防止や感染拡大が予想される場合の役場業務を継続するための羅臼町役場分庁舎環境整備事業が上げられます。

新型コロナウイルス感染症対策は今後も続くと思われませんが、予防に有効な行動が分かっているため、広報誌や防災無線などによる予防行動への注意喚起を行ってまいりますので、引き続きおのこの感染予防対策、各事業者による新北海道スタイルの確実な実施を強くお願いいたします。

この後は、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 3件目は、公立学校の教育職員における休日のまとめどりのための1年単位の変形労働時間制に関して、3点の御質問であります。

1点目の、休日のまとめどり、1年単位の変形労働時間制の目的と制度内容についての御質問であります。本制度は、勤務時間を柔軟に設定することにより、長期休業期間などにおいて休日を集中して確保することで、教育職員のリフレッシュの時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより、意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校における教育水準の維持向上を図ることを目的とするものと認識しております。

2点目は、北海道教育委員会は、この制度導入に関して、道立学校、市町村教育委員会に対し、意向調査を実施したが、羅臼町教育委員会は現時点の考え方としてどれを選択したかとの御質問であります。

羅臼町教育委員会といたしましては、4番目のその他として回答しており、その内容については、北海道に準じて実施する予定である旨、記載いたしました。

また、3点目の、その理由はとの御質問であります。公立学校の教職員は、任免権者が北海道であり、勤務条件に関することは都道府県の条例により定められること及び教育の機会均等や学校における教育水準の維持を考慮した場合、道内一律の環境で指導することが望ましいとの考えによるものであります。

4件目は、羅臼町の就学援助に関して4点の御質問であります。

1点目の、就学援助の実施根拠及び2点目の羅臼町就学援助規則の設置目的はどの御質問につきましても、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

就学援助は、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助することであり、学校教育法第19条では、市町村は必要な援助を与えなければならないと定められていることから、その必要な援助を行うため、羅臼町就学援助規則を定め、義務教育の機会均等を図っているところであります。

3点目は、就学援助規則における令和元年度、2年度の対象者と人数についての御質問であります。

令和元年度当初の対象者は29世帯で42名、令和2年度当初につきましても35世帯で53名です。

4点目は、要保護者、準要保護に係る補助の概要と補助対象費目はどの御質問であります。

就学援助等の支援内容につきましては、羅臼町就学援助規則の第5条にて、就学援助の種類、対象品目、支給額、対象者及び支給時期について示しており、援助項目につきましては、学用品費、修学旅行費、体育用実技用具費、新入学児童生徒学用品費、新入学準備金、学校給食費、通学のための交通費とし、本町に住所を有する保護者に対して援助を行うものであります。

なお、国庫補助対象である要保護者に係る国での補助対象品目と当町の支援項目について、必ずしも一致していない状況が見られるため、制度の目的の趣旨に鑑み、速やかに必要な項目について精査を行い、支援ができるよう、規則改正し、支援していくこととしております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

羅臼町の子供たちの就学援助に関して4点のお答えがありました。

この就学援助の趣旨は、所管は文部科学省で、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢、児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。羅臼町の運用については、教育長からもお話ありましたが、この学校教育法第19条により、羅臼町就学援助規則に基づき行われます。就学援助の対象者は、要保護者、これは生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする状態にある者と、準要保護者、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者で、お答えでは、羅臼町には要保護者が1名で準要保護者が52名と、こういう計算でよろしいのかな、53ということでしたけど。

お伺いしますが、補助の対象について、要保護者と準要保護者では異なるのです。要するに要保護者のほうが援助が厚いと、こういうことなのだと思うのですが、これらに対し

て、羅臼町の就学援助規則上では、一定の補助を与えると、こういうふうになっておりまして、その中身については、先ほどお話があったように、七、八項目あるのかな、いろいろな種類があります。PTA会費だとか学用品だとか、いろいろあるのですが、この準要保護者に対する補助対象、これをお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今の援助項目についてですが、準要保護者に対する援助項目、羅臼町で規定している援助項目につきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学費、修学旅行費です。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） ほかの自治体では、要保護者に対する支援の費目と、準要保護者に対する支援の費目が違うのです。ただ、今、学務課長、お答えになりましたけれども、羅臼町の就学援助規則では、今お答えになったことしか書いていないのですよ。準要保護者は以下のものを援助費目とすると、分かれていない、そういうことになりますね。

それでは、もう一つ聞きますが、令和元年度の補助額の実績と、今年度の補助額予算をお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 令和元年度の支援実績ですが、小学生で29世帯42名のうち243万4,940円、中学生で234万4,090円、合計477万9,030円です。

令和2年度、35世帯の53名に対する予算ですが、小学生で310万3,000円、中学生で318万2,000円で、合計628万5,000円です。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 400万円くらいの予算があるということなのですが、私、この質問をしたのは、実は私が個人的に手に入れた資料で、羅臼町の就学援助の中で、準要保護者に対して、この援助をしているかどうかという、北海道全自治体の実施状況のデータを手に入れたのです。そうすると、根室管内1市4町で見ると、そのデータには、準要保護者への就学援助、羅臼町だけが未実施というふうになっていた。私、ちょっと調べましたら、これは北海道が調べたものなのですが、羅臼町はやっていない。実は道内全自治体を調べれば、100%やっているわけではないのです。なぜかという、要保護者は100%なのですが、準要保護者に対しては、各自自治体が独自の基準を設けて、独自に支給をするという1項目があるのです。だから羅臼町がやっていないのだということもある意味では理屈にはなるのですが、しかし、全道179市町村のうちの9割を超える、根室管内では羅臼町を除いて1市3町、全部やっているのです。これをやっているのかいないのか。先ほど予算は400万円ちょっとあると言いましたけれども、準要保護者に対す

る支援は、現在、羅臼町はやっていますか。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 支援に関しましては実施しているというところですが、先ほど教育長からの答弁の中にもありましたが、必ずしも国で定めている基準と一致していないところがあるというのは事実でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 先ほど言いました北海道教育委員会が実施をした調べは、各自治体に問い合わせをしてとっているはずなのです、そのデータを。そこに、羅臼町だけがやっていないということは、今そういうお答えありましたけれども、準要保護者に対しては、これはやっていないと言わざるを得ないのです。先ほど教育長のお答えがありましたけれども、今後、要保護者と準要保護者の関係、これもきちっとして、この後、適切にやっていくということでしたので、私はぜひそのように進めていただきたい。必要であれば、就学援助規則の中に準要保護者にはこれとこれとこれとこれを支給するのだということをも明記をする必要もあるのかもしれませんが。ほかの自治体の準要保護者の対象費目は四つです。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、このくらいなのです。要保護者は先ほど言ったとおり相当なあれがある。やっていないことは事実ですから、きちっとしていただきたい。

この点に関して、羅臼町の就学援助規則は平成20年に改正されています。要保護と準要保護者の認定した保護者に、毎年度、予算の範囲で援助を行うと、こういうふうに書いてある。令和2年度についてはやれていないのか、一部はやっているのか、よく分かりませんが、やっていないということなので、考えてみたら、平成20年度からやっていないのが続いているのだと思うのです。13年間、やるべき援助がもしかすると行われていなかったことになるやもしれない。厳しい言い方をすれば、行政の不作為により準要保護者は与えられるべき援助を受け取ることができなかったという、そういう言い方もできるのです。その意味では、町の不作為債務、これがもしかしたら生じているかもしれない。以降、就学援助規則をしっかりと正しく運用できるように進めていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、公立学校の教職員における休日のまとめどりのための1年単位の変形労働時間制についてお答えがありました。

文科省は、2019年、令和元年12月に成立した公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法ですが、この改定で、2021年、令和3年4月から、公立学校教育職員における1日単位の変形労働時間制を導入するための省令、指針を公表して、令和2年度中、今年度中に政令都市都道府県での条例化を求めています。

これに基づいて、道議会では、今年の第4回定例会で審議が行われると聞いていますが、この制度が導入されたらどういうことになるのか。道民にも、あるいは現場の先生たち、そして我々も十分にこの内容を伝えられていませんので、理解もされないまま推移し

ているように私は感じています。

先ほど道教育委員会から変形労働時間制導入についての意向調査で、教育長はその他で
お答えになったと。答えは北海道全体がという、そういう方向に進んだときにしたいと。
私は、現段階における意向調査のお答えとしては100点だと思います。ただ、道が全体
にとっているけれども、実はこれは一つ一つの自治体で決定することになりますから、
若干そのお答えには矛盾はあるのですが、来年からやるように検討しますとか、再来年か
らやるように検討しますというお答えではないので、非常にいいお答えだというふうに思
います。

私は、この意向調査に回答するに当たっても、道教委は所管の学校の意見を伺いなが
ら、こういう指示をしています。それから、当然、羅臼町教育委員会は各学校の意見を聞
いてこういう返事をしたのだと。どの程度その辺の聞き取りをしたのかについてはちょっ
と不安ですけども、もっと言うならば、直接教育職員の労働条件全般に関わることで
から、学校の先生がこの制度の仕組みが導入されたらどうなるのかということを十分な説
明がされて、そして実施に当たっては、先生方の意見や意向などが十分に語り合われるこ
とが必要だと思います。そういう意味では、町教育委員会として、各学校での先生方の説
明、周知等はどのように行われているのか、町教育委員会としてどのように把握している
のかだけお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） この制度に対しての教職員への周知の関係でございますけれど
も、町教委といたしましては、各学校長のほうには制度内容、概要を当然お伝えした上
で、道教委のほうでもオンデマンド研修といいますか、オンラインによる研修で、制度概
要のほうの研修ができるように設備は整っておりますので、各教職員の方々に対しまして
は、そちらのオンデマンド研修をまず受けていただいてという形で説明をさせていただ
いております。ただ、実際に個々の先生たちが全てオンデマンド研修を受けているかどう
かにつきましては、申し訳ございませんが、把握はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） これは羅臼町だけではなくて、全国の教育委員会の関係で、学校
の先生方とどういう打ち合わせをしているのか、どういう説明をしているのか、今、教育
長お答えになったような、恐らくほかの状況も同じだというふうに思います。だからいい
ということではないのですよ。きちっとしなければいけない。

文部科学省は、この変形労働時間制を導入すること自体が、教師の業務や勤務時間を縮
減するものではないのだと、これは文部科学省自身が認めています。時間外勤務在校等
の時間が月45時間以内、文科省はたしか42時間という数字も出していましたけれど
も、これ以内であることが制度導入の前提となっているということは、先生方の業務、勤
務時間を減らすための措置が具体的にとられていなければならないということを意味して

いるのです。そのための道や文科省に対して、町の教育委員会として、やはり負担を減らすという、この努力をぜひこれからしていただきたいというふうに思います。

それで、変形労働時間制を導入すると、具体的にどういうことになるかということなのですが、連続勤務日数は最大12日間まで認められる。最大ですよ。1日の勤務時間は最大10時間まで許されることとなります、学校の先生たち。例えば、月曜から勤務して、その週の土曜、日曜も勤務、さらに次の金曜日まで連続して勤務することは、最大、可能になる。また、1日の勤務体系でいえば、例えば8時15分出勤の場合、勤務時間10時間、その間、必ず1時間の休憩時間をとることで、実は夜の7時15分まで学校に拘束される事態も生ずるのです。これでは週休2日制、あるいは8時間労働制の原則をなし崩しにしかねません。このほかにも、この変形労働時間制にはさまざまな矛盾点があり、仮にこの制度が導入されることになれば、学校現場に大きな混乱が生じかねないと私は考えていますので、今後の動きについて注視をしていきたいというふうに思います。

次に移ります。

新型コロナウイルス対策についてお答えがありました。

12月9日、おととい現在ですが、国内で新たに過去最多の2,809人の感染者が確認され、国内の感染者は累計16万9,336人、死者数は2,487人となりました。道内では、12月9日に197人の感染者が発生し、累計1万535人、死者数は287人となり、釧路管内では累計で176人の感染数、根室管内は累計6人の感染者数になっています。

羅臼町の新たな感染予防対策と実施計画をお聞きしましたが、その予算、コストは国の臨時交付金を活用するというふうに思いますが、大まかなところの予算と交付金の残額、教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 国の交付金の関係でありますけれども、1次、2次と交付金を受けておまして、配当額につきましては、1次が約6,200万円、2次につきましては約1億9,300万円になっております。総額で約2億9,300万円ということになっておりますけれども、これまで事業を実施してきております。今回も上程させていただいておりますけれども、6本の事業を今のところ上程させていただいております。それらを含めると、今後予定されております3次の金額が3,700万円を見込んでおります。これらを合わせまして、先ほど言いました金額、3次を含めた金額になりますけれども、総額2億9,300万円、これらを見込んで考えますと、約2,100万円が残額ということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） ありがとうございます。

結構大きく活用してきたなというふうに思いますが、2,100万円ほどまだ残っているよと、こういうことですね。

コロナ感染症ですけれども、感染拡大は続いておりまして、きのうの東京の感染症数は過去最大というような報道もありました。収束にはほぼ遠い状況にあると認識していますが、検査と医療体制の抜本的拡充などによる感染防止は、国民の命と健康を守る政治の最優先課題になっています。

幸運なことに、羅臼町では感染症の発生がない状況が続いておりますが、私が今一番恐れているのは、介護事業所や高齢者施設、医療機関、もっと言えば学校、あと役場、ここでのクラスター、感染者集団の発生です。羅臼町にはグループホームと老人ホーム、小規模多機能サービス付高齢者住宅などの施設が存在しますが、これら施設の入所者、職員へのPCR検査を実施して、感染予防対策を特別に緊急に行うべきと私は思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの坂本議員の御質問であります。PCR検査が必要ではないかと、これは医療、介護、福祉事業者に対する、また、自治体ということであろうかと思えます。このクラスター対策に関して、今後の推移も見ていかなければいけないと思えますけれども、必要であるという判断をした場合には、積極的にPCR検査も必要なのかなということも考えております。毎週のようにといたしますか、何度もコロナ対策会議というものを庁舎内で行っておりまして、その中で様々な意見を聴取しながら、また、状況を把握しながら検討しているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 全国では、まだ多数ではないのですが、既に自治体独自のPCR行政検査を実施している自治体が増えてきています、今。厚生労働省は、11月19日付の事務連絡で、高齢者施設等への重点的な検査の徹底について発出をしています。その内容は、高齢者施設等への入所者または介護従事者等で発熱等の症状がある人については必ず検査を実施すること、検査の結果、陽性の場合、入所者及び従事者の全員に対し、原則として検査を実施すること。また、高齢者施設等が必要と判断し、実施した自費検査は、新型コロナ緊急包括支援金の補助対象になると、こういうふうにはっきり言っているのね。だから、先ほど何千万円が残っているということでしたが、全部をやってPCR検査でどのくらいお金がかかるのか、ちょっと私、計算できない、2,000円くらいでできる安いのもあるようですけれども、羅臼町ですぐやるというわけにはきつといかないと思うのです。まともにやったら1人2万円くらいかかりますから、大変な額。羅臼町が独自に実施する場合、検査にかかるコスト、財源、これは国の交付金、臨時交付金、包括支援交付金と、こういうことになると思うのですが、私が今申し上げたように、こういう施設で集団感染、クラスターが発生したら、こういう小さいまちはどういう状況になるのか。これを考えると、場合によっては、一般財源、もしくは基金の活用もして、町内の医療機関、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校、どこまでの範囲にするかという問題もありますけれども、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等での検査ができる

ように、緊急に羅臼町の社会的検査体制を整えて実施すべきと強く求めますが、もう一度町長のお答えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 検査の状況であります。また、方法でありますけれども、先ほど坂本議員がおっしゃったとおり、費用の問題等々、頼むところによっては大きな差があるというのが今の現状であります。PCR検査、当然やったほうがいいということになると思うのですけれども、PCR検査をしたから、直接それが全て予防になっていくかということがまた確立されているわけではなくて、最終的には一人一人の予防対策の意識の問題であろうかというふうに思っています。だからやらなくていいということではなくて、やった上で、しっかり対応できるというような状況もつくっていかなければいけない。また、抗原検査や抗体検査といった検査が有効なのか、PCR検査が有効なのかということについては、今後の交付金の活用についてもそうなのですけれども、しっかり検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発熱がある場合は、もしそういう高齢者施設で発熱のある人が出た場合には、厚生労働省はこうなさいと、PCR検査を全部やりなさいと言っているのです。私が言っているのは、まだ発生していない今の状況で、健康保菌者ですよ。陽性なのだけでも、表情に出ていない、この人たちが移すわけですから、これを予防するためにはPCR検査が非常に有効なの。

それで、コストの問題でちょっとお話もしましたし、お話もありましたが、実は北海道議会保健福祉委員会というところで、地域保健課参事がこういうふうに答えているのです。ちょっと紹介しますが、施設側、要するに高齢者施設等ですね、施設側が検査の必要性があると判断した場合、国の交付金を活用できると言明した。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金制度で、補助の上限が、通所介護施設では89万2,000円、訪問介護では53万4,000円、特別養護老人ホームは3万8,000円掛ける定員数、これが使えると言っているのです。私、先ほど言ったのは、羅臼町でそういう施設の人たちのクラスター発生を抑えるための、羅臼町の社会的検査体制を構築してくださいということを申し上げたのです。やるためにはどういうことが必要なのか。例えば今申し上げたこれも、一般紙には載っていませんよ、こんなもの。全ての施設や介護施設で、このことをもしかしたら知らないかもしれない。こういう問題が今起きているのです。だから、あえて紹介しましたけれども、羅臼町からそういうクラスターを発生させない、大変なことなになりますから、そのためのできることはこういう国のお金も使えますから、もし足りなければ町が出すことも必要かも分かりませんが、1人につき2万円ずつかかるなどということではないのです、これで見ると。ぜひ早目の実施をするようお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

羅臼町の人口減少対策についてお答えがありました。このテーマについては、9月議会、3定でも質問させていただきましたが、町長のお答えは、先ほど答弁にあったとおりで、少し具体的にはなっていましたけれども、3定の段階では、9月議会の段階では、全体としてスローガンのようなもので、具体的な戦術があるわけでもなかったもので、具体策について質問させていただきました。

人口減少の関係につきましては、先ほど国勢調査の関係で、相当大きく減ってきているのだというお話がありました。総務省の人口問題研究所の将来人口推計によると、今年10月現在の羅臼町の人口は2,051世帯、4,746人です、10月現在。2025年、5年後、この将来人口推計によると、5年後は約460人減の4,286人となっています。うち、65歳以上は1,456人、高齢化率は34%、人口の3人に1人が65歳以上で、5人に1人が75歳以上。高齢者と生産年齢の人口比率は1対1.6、つまり1人ないし2人の成年、壮年、中年が、1人の65歳以上の高齢者を支えていく社会です。出産や子育ての中心となる若い女性に着目すると、5年後、2025年の20歳から39歳の女性の人口は300人で、総人口に占める割合は7%です。5年前の同世代の女性に比べると18.6%の減少、2015年度から比べると38.9%の減少、約4割減。さらに、20年後、2040年の人口推計では、羅臼町の総人口は2,861名になると推計されています。人口の2人に1人が65歳以上、3.6人に1人が75歳以上で、高齢化率は47.15%。ほぼ限界集落です。この段階になりますと、もう皆さんお分かりだと思いますが、社会的協同生活やまちの維持が困難になります。20年後の高齢者と生産年齢人口の比率は1対1.0、これは1人の成年、壮年、中年が複数の65歳以上の高齢者を支えていく社会です。出産や子育ての中心となる若い女性、20歳から39歳の人口は150人で、総人口に占める割合は5.3%、2015年対比では68.9%の減少と、半減する見込みです。

いろいろ全国の自治体がいろいろな人口減少対策を掲げてやっています。羅臼町もやっている。しかし、恐ろしいことに、この人口推計は極めて推計どおり推移しているのです。いろいろなことをやるのですけどね。だからって何もしなくていいということではない。あらゆる手を打つべきですね。

その上で、羅臼町の人口減少対策として町長が示された一つ、結婚、出産、子育て環境の整備が重要なテーマの中で、繰り返し、私は9月定例会でも質問しましたが、子育て環境の整備、乳幼児医療費給付事業についてお伺いします。

釧根管内2市10町1村で、就学前まで医療費を無料化しているのは、釧路市は3歳未満までですが、ほぼ100%、これは北海道の基準です。小学生まで無料化しているのは、現段階で9自治体、釧根管内自治体の7割に当たります。有料化しているのは、釧路市、釧路町、中標津町、羅臼町です。しかし、羅臼町は小学生の入院は無料です。ただし、釧路市は、新聞を読んでいた方は見たかもしれませんが、釧路市長選挙の公約で、高校生まで医療費を補填する、無料にするとは言っていなかったのですが、当選した町長も

言っていましたから、この間の新聞では、釧路市は来年度以降、高校生まで医療費を軽減するというような言い方です。一部無料化もあるかもしれませんが。そうしますと、小学生の有料化自治体は、釧路管内13自治体の中で羅臼を含む3自治体となります。しかし、この3自治体の中に、実は釧路町が入っているのです。釧路市が高校生までやったら、釧路町がやらないわけないです。そうすると、たった2自治体だけなのです、やっていないのは。そのうちの一つが羅臼町です。さらに、中学生まで無料化または軽減しているのは8自治体で、高校生まで無料化している、または軽減しているのは、予定も含めて7自治体。このように高校生までの医療費無料化は、子育て環境の整備の上では、もう既に時代の流れになっていると私は思います。羅臼町は子供の医療費助成が遅れていると言わざるを得ません。

お伺いします。羅臼町は人口減少対策として子育て環境の整備は重要と示しながら、ほかの自治体が子供の医療費助成をどんどん拡大している中で、羅臼町はなぜいまだに道の最低基準のままなのか、その理由をお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 人口減少の関係でありますけれども、坂本議員言うとおりの、羅臼町だけの問題ではなくて、全国の市町村、特に小さなまちでは大きな大きな問題になっていることがあります。その中で、あらゆる対策を講じてやってきております。市町村の中で様々な形でやっておりますけれども、それはやはりそれぞれの市町村の中でやり方、対策というのは違ってきているのかなというふうに押さえております。

それで、今回、羅臼町として、医療費につきましては、坂本議員から以前から指摘、提案があるということも押さえて、役場内部でも検討してこられてはいますけれども、財政的な問題もございまして、なかなか医療費の無料化ということには結びついていかない現状にございます。その中で、やはり医療費を無料化することによって、継続しなければならないということが大きな課題になっております。さらに財政のことを考えますと、全ての施策を今すぐできるということにもなりませんので、今、近々の課題、例えば今回上程させていただきました医療技術者、あるいは介護職、特に介護職につきましては、羅臼町で相当不足しているという課題がございますので、そういった面を先行させてやっているということになっております。医療費につきましても、今後、検討はしていきますけれども、やり方によっては、できる範囲、年齢ですとか、そういったことを含めて検討していかなければならないということもございまして、今後も継続して検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 一遍に高校生までという方法もあるのですけれども、私が毎回言っているのは、段階的に、例えば中学校までまず最初にやるとか、そういう方法もあるし、もっと控え目に言えば、高校生まで、入院についてだけは保障するとか、いろいろな方法があると思います。財政の話がありました、財政、余裕のある自治体なんかありま

せんよ。羅臼町の財政状況、ここまで言うつもりありませんでしたが、あえて言うならば、羅臼町はここ2年間で実質収支、収入と支出で8,000万円ずつ翌年へ繰り越していますよね。8,000万円の黒字なのです。楽だから黒字だと言っているのではないのですよ。実質収支はそうなっている。さらに、積立基金、貯金は39億円までできています。そして、私、何年か前に、小学生まで無料化したら幾らのコストになるのですか、中学生まで無料化したら幾らのコストになるのか、高校生まで聞いたのです。そうしたら、中学生まで無料化した場合に、たしか保健福祉課長かな、そのとき答えたのは。その段階では680万円くらいのコストがかかりますと言っていました。高校生までだと970万円ですか。680万円のコストを負担すれば中学生まで、どのくらいの人数になるのかな、360名くらいの子供たちの医療費が、親御さんは大変助かりますよ。そういう状況もありますので、ぜひできるだけ早い時期、本来は来年から一部実施してほしい、今、来年度予算をやっているのか、もうやり終わったのか、よく分かりませんが、第1段階として、少なくとも中学生までの医療費の無料化、あるいは援助、補助、これは、先ほども言いましたが、時代の流れなのです、子供の医療費の無料化というのは。ぜひ勇断を持って実施していただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午前11時25分まで休憩をいたします。11時25分より再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を進めます。

次に、3番高島讓二君。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告しております光回線の開通について及び地域産業の活性化について、提言も交え、質問いたします。

まず、光回線の開通についてお聞きいたします。

私は、本年6月の第2回定例会において、光回線未整備地域の拡大について質問いたしました。そのときの町長のお答えは、一日も早く光ファイバーを整備するよう折衝しているところであり、町内全域で利用可能となるよう進めてまいりますとの御回答をいただきました。

光ファイバー整備の進捗状況、また、光回線未整備地域の開通はいつごろになるのか、お聞きいたします。

2件目は、地域産業の活性化については、漁業、観光についてお聞きいたします。

まず、漁業ですが、近年、基幹産業である漁業の鮮魚水揚げが年々減少しており、10年前までは120億円を超える鮮魚水揚げがありましたが、3年前の平成30年は64億3,000万円、令和元年は約69億円、今年は残すところ10日余りとなりましたが、先ほど町長の行政報告にもありましたが、12月9日の時点で約41億3,000万円となっております。10年前と比較し、ことしの鮮魚の水揚げは3分の1に激減しております。とりわけ主力魚種でありますサケの落ち込みが激しく、5年前までは恒常的に七、八千トンの水揚げがありましたが、3年前の平成30年は約3,000トン、昨年の令和元年では約2,000トン、今年は約1,500トンの水揚げ高であり、3年前から急激な減少となっております。基幹産業である漁業、しかも主力魚種であるサケの水揚げ減少は、本町の経済にとりまして大変心配するところであります。

そこで、鮮魚の水揚げの減少をどのようにとらえているのか、見解と打開策についてお聞きいたします。

また、減少する水揚げをカバーする意味においても、水産物の付加価値を高めていくことが必要と考えますが、付加価値の向上についてはどのようにお考えか。

もう一つの産業であります観光についてですが、観光客にとって、より魅力的な地域にしていかなければならないと考えますが、今後の課題についてお聞きいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、光回線の開通についての御質問であります。

本年6月、第2回定例議会で、高島議員から、光回線の拡大について御質問をいただき、一日も早く光ファイバーを整備するよう折衝しているところであり、町内全域で利用可能となるよう進めてまいりますと答弁させていただきました。

当町における光回線の整備については、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークやオンライン学習など、通信需要の急増を受け、国の2020年度第2次補正予算に盛り込まれた高度無線環境整備推進事業を活用して整備を進めているところですが、高度無線環境整備推進事業における光ファイバーの整備は全国的に進められることから、事業採択も遅れており、また、施工する工事量が多く、北海道の工事稼働だけでは対応できないため、全国支援を含めた工事になると聞いております。

現在、詳細設計を行っており、設計が終了次第、工事スケジュールが決定させる予定ですが、NTT東日本からは、2022年2月までに工事を完了し、光サービスの提供時期について、工事完了以降を予定していると説明を受けております。

未整備地域の町民の皆様には大変な御不便をおかけしていることと認識しておりますが、今後の現地調査や工事施工への御理解と御協力をお願いいたします。

2件目は、地域産業の活性化について、漁業と観光の3点の御質問であります。

1点目は、漁業の水揚げの減少をどのようにとらえているのか、見解と打開策について

の御質問であります。

昨年の羅臼漁業協同組合の年間鮮魚取扱額は68億9,000万円でしたが、御承知のとおり、11月のイカ豊漁によるところが大きく、本年は50億円を下回る大不漁となる見込みであります。

基幹産業の低迷は、当町の経済状況の悪化に直結することから、廃業や離職などによる人口流出を懸念しているところであります。

近年の漁獲状況を踏まえ、羅臼漁業協同組合では、根付け漁業の漁獲量増大も視野に取り組みを始めており、町としてもその動きに足並みをそろえ、関連する増養殖事業を継続的に支援してきております。

その一環として、新たにウニ囲礁整備について、本定例会において補正予算を上程しているところであります。

そのほか、つくり育てる漁業の推進につきましては、羅臼漁業協同組合と連携しながら、増養殖や蓄養の可能性について検討しているところであります。

2点目は、水産物の付加価値向上について、どのように考えているかとの御質問であります。

漁獲量の減少が著しい近年、また、新型コロナウイルス感染症による消費の減少により、経済が停滞する現状にあつて、水揚げされた水産物に対する付加価値の向上は、産業の活性化を図る上で重要な取り組みと認識しております。

従前より、漁業者と羅臼漁業協同組合により、秋サケのブランド化が進められ、最近ではブリの船上活〆など、羅臼が誇る素材のよさを生かした付加価値向上の取り組みがなされています。

町といたしましても、生産者、事業者、関係団体の付加価値向上事業に対し、知床羅臼ブランドや、羅臼町認証店制度などにより広くPRし、消費及び販路の拡大を目指すとともに、特産品販売振興会、各事業所とも連携しながら、水産物を含めた地場産品の付加価値向上について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

3点目は、観光についての今後の課題は何かとの御質問であります。

新型コロナウイルス感染症が全国に蔓延した現状においては、ウィズコロナを意識した観光のあり方が重要であり、当面の課題だと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、羅臼町の観光業も例外ではなく、大変大きなダメージを受けました。国や北海道の要請を受けて休業を余儀なくされ、海外の観光客受け入れも皆無といった現状です。

しかし、そうした中ではありましたが、Go Toトラベルなどの施策により、思った以上に日本人観光客が多く訪れたり、キャンプ場の利用が大きく伸びるといった現象もあり、国内の観光地として注目度の高さを再認識したところです。

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束のめどが立たない状況ですが、感染拡大当初と比較しますと、マスクや消毒液などは十分な量が確保され、行動指針が示されるなど、

人々の日常生活における意識も大きく変わり、個人個人が感染予防対策を講じることができ環境が整ってきております。新型コロナウイルス感染症の収束後を含めた今後を見据え、観光客が安心、安全に羅臼町に訪れることができるよう、観光事業所と連携し、感染予防対策の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 光回線の開通についてですが、今、町長のお答えだと、来年中には、2月までですか、再来年の2月ですから、来年中には何とか開通のめどがつくのではないかというふうに思います。

それで、町長、お答えになっています、一日も早く光ファイバーの開通整備をするように、業者さんのほうにもぜひそのことを強く伝えていただきたいと思います。

2件目の地域産業の活性化でございます。

ここ3年前からサケの水揚げが減少しております。原因についてはどのようにとらえていますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 原因につきましては、さまざまな要素があるというふうに思っております。3年前から、例えばふ化事業をしながらサケの来遊を確保しているわけでありましてけれども、そういったところに問題があったのか、または環境が変わったことによってサケの来遊がなかったのか、様々な要素があると思います。今、専門家の意見もいろいろ集約しながら、何が原因だったのか、また、今後どういった対策をしていかなければいけないかということについては、事業者さん、漁師の方々、羅臼漁業協同組合と共通の認識を持ちながら、その対策を打っていこうというふうに話し合いをしているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） サケの回帰率はどのような数値になっているか分かりますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 令和2年度のサケの回帰率については、根室海区で1.4%、全道では1.9%、羅臼地区だけ抜けば2.2%、抜けばというか、羅臼地区では2.2%。これは単純回帰率ということで、4年魚の魚が羅臼に帰ってくる、そういったものの計算になります。もう少しちょっと追加すれば、平成19年度から令和2年度までの間に全道の平均が5%から1.9%に徐々に落ちていきます。羅臼は5%を超えるときもございました。ただ、前浜の漁獲水揚げも含めて、来遊するサケの漁獲ですから、そういったものも含まれるものと思っています。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 急激に落ち込んだわけですが、3年前からですね。これ、サケ・マス増殖事業協会、課長は理事になっていますよね。管内のサケ・マス事業協会な

のですけれども、そこではどういった減少の原因を探られておりますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 原因ということで、この減少傾向にあることを捉えて、羅臼と標津と別海の担当者、ちょっとそろって、管内のサケ・マス増協のほうにちょっとお邪魔して、いろいろお話を確認させていただきました。その中では、原因はかなり複雑で、特定できないということもあります。外海の水温であったり、そういったものも取り沙汰されているのですけれども、そういったことのみならず、いろいろな要因が絡み合っているのではないかという話をされています。

増協としてもいろいろな取り組みをこれまで根室管内でも行ってございまして、その中で、魚体を大きくするだとか、また、油脂を与えて、泳力、泳ぐ力を与えてということ以外にも、様々な取り組み、あとはそのほかで漁業規制とか、そういったことの漁民へ対す協力のお願いもしてきておりますが、この数年間は、議員おっしゃるとおり、減少傾向はとめられない状態だということでもあります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 手元に、根室管内サケ・マス増殖事業協会の今年の事業計画が、その中に、4年続けての大不漁となりましたということですね。最も不振だった平成29年をさらに下回りと書いています。それで、海洋環境の変動に対応した稚魚の育成技術及び放流手法の開発を進めて、資源回復に努めてまいりますと。今、課長がおっしゃったように、いろいろな今年対策をやって、稚魚の放流について、例えば西別川は川がすごく長いと。海まで行くのに相当やせていくような状態だということで、下流域への輸送放流をやるということでもあります。また、キガタイセイ向上などを目的とした、先ほど課長がおっしゃったオイルですね。フィードオイルを飼料に添加して放流すると。それから、稚魚の育成試験が海浜域で行うということです。いろいろ寄生虫対策とかいろいろあるのですけれども、稚魚の放流段階でも相当問題があるなというふうに、内水面水産試験場のほうでもとらえていて、これを改良したとして、4年後まで待たなければならないということがあります。そういうことで、海の温暖化ということもありますが、稚魚の放流状態も懸念が示されたところだと思います。それで、回帰率がすごく悪いと。五、六年前まではたしか4%ぐらいだと、今、課長の説明でありましたけれども、2.2、1%台というのは、本当に非常に我がまちのサケの定置漁業にも影響を及ぼすところだというふうに思います。

また、サケ・マスの増協で、漁師さんの声が届いているのかという懸念もあるみたいですね。ですから、そういうことがないように、事前に、例えば組合長が理事長ですよね、協会長、羅臼漁協の組合長が協会長でもあるみたいですね。けれども、欠席される場合もあるということであれば、やっぱり定置漁業の漁師さんの声を事前に聞いておくということも必要かなというふうに思いますので、その辺を注意深くやっていただきたいなというふうに思います。

町長は対策として根付けを強化しようということで、海の囲い礁の予算で今回77万円ぐらいですか、予算つけていますけれども、こういったことをやりますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 2か所の海面を利用しまして、1か所1ヘクタールに囲い礁といってブロックでまず囲いをつくって、その中に大割石ということで1メートルサイズの石を投石していきます。この中で、海藻類が繁茂して、ウニの育成環境を整えるということで考えています。ウニについては移植して、そこで増殖を図るといふことの1点と、あるいはウニが移動しないような形態、砂地はちょっと這って歩けないということもあって、囲いブロックをつくることによって、コンブの影響を考慮して、そういったところと、そういう繁茂によって小魚が育成されるというところで、刺し網漁業ですとか、そういったものの好影響を期待しているところです。平成9年にも1か所取り組んでおりまして、この間、そういった環境が整っているということの実績もありますから、そういうところで改めて礼文町沖、それと知昭町沖に2か所、これは今回の予算の中で詳しく説明してまいります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 羅臼町第7期総合計画では、栽培漁業の推進を掲げていますけれども、栽培漁業の可能性について、こういったことが考えられるか。今現在、サケもそうですよね。それから、ほかにナマコ、ホタテ、ウニ、マガレイなどをやっているみたいですね。すけれども、これ以外の漁種についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 根付け漁業というところで御説明をさせていただいておりますのと、質問回答させていただいておりますが、漁協ではさらに刺し網に対応するような魚礁設置を将来検討しております。まだ具体的には話すことはできませんが、計画でいけば、令和4年以降、10年間の中で、魚礁ブロックを投石して、それをつくっていくと。魚礁のサイズについては、縦100メートル、横幅800メートルというような海面を利用させていただいて行っていきたいと。北海道の事業として何とか採択できないかというところで取り組んでいるところです。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） マツカワが、この前、3年前の海岸町の崖の崩落で、電気がとまって、稚魚が死んでしまったということで、マツカワは今、やっていないみたいなのですけれども、近々、何かそれをまた復活してやるような回答が漁協のほうでありました。やっぱり最終的には泳いでくる魚がどんどん減少すると、根付けがやっぱり確実だという、羅臼はもともと根付けがすごい盛んで始まったわけですから、そこをやっぱり大事にしていきたいなというふうに思います。

次に、水産物の価値向上ですけれども、今年は新型コロナ拡大により、外出禁止とか、飲食店休業要請により、飲食店は大打撃を受けていますが、これは我が町ではなくて大都

市圏が甚だしいと思うのですけれども、一方で、家庭内での食事、いわゆるうち食の需要がふえて、スーパーなどは売り上げが増加しているとの報道がされました。また、これからの高齢化が進み、中食の需要はますます増えるのではないかというふうに思います。

私は、鮮魚を加工して、価値を高めていかなければならないというふうに考えています。現在、水産加工業者を見ても、我が町ですね、なかなか新たに商品開発に着手するという余裕が見られない。なので、町がやっぱり率先して商品開発に着手し、付加価値化を促していくのかどうなのかということを考えますが、町長はどのように考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼の産物の高付加価値化というのは、もう最初のころからずっと言い続けていることでもあります。それが何でできないかというのは、やはり今までの羅臼町の流通のあり方、魚をどういうふうに出荷してきたかということから脱却ができていないというのが大きな原因だと思います。

そういった意味で、では羅臼町は商品を開発するべきなのか、もしくは求められているものに対応できるだけのこのまちの水産加工業者さんたちがどういった形で取り組んでいくのかというところが、今、非常に難しい状況であろうかというふうに思っております。漁獲がふえれば手を加えなくても売れていくのだというような状況であったわけです、今までは。ただ、ここまで漁獲が落ちてしまったときに、ではどうなるかという、新たな商品開発のための設備投資がなかなかできないのだと。それに対しては、いろいろな形で支援をする方法はあるにせよ、やはりそこに思い切ってシフトしていくというようなことが、今の羅臼町内の、既存の今までの羅臼町内にあった加工業者さんでは非常に難しい。ただ、その中であって、新しく、わりと若い世代の人たちが、少量ではありますがけれども、新たな商品開発のためにいろいろ頑張っている方々もちらほら見受けられてきております。そういったところにはしっかりいろいろな場所で話し合いを設けながら、そういった若い人たちの意見を取り入れながら、どういった支援ができるのかというのは、ブランド化であったり、アンダー60の会議であったり、そういったところで話し合いを進めております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 結構なことだと思います。第7期総合計画にも、地域産業の活性化として、商品開発を促進しなければならないと掲げておりますから、私はそういうことをぜひ、今まで羅臼町は、我々が小さいとき、何十年前、50年前ぐらいから同じようなことしかやっていないのですよね。進歩が全然見られない。やっぱりここで変えていかなければならないということがあるわけです。その変える起爆剤になるのは、やっぱり町が少し、最初は小さくてもいいから、そういう商品開発について、プロジェクトチームをつくって、町内の人たちを、関心ある人たち、さっき町長が言っていた若い人たちが少しずつやっているという、それをやっぱり大事にしていくべきだなというふうに思います。だから、今すぐ大きな機械設備を入れなくて、それは来年には商品化になるのだということ

ではなくて、10年先を見ながら、やっぱりいいものをつくっていくということは必要なというふうに思います。そのことについて、ぜひ付加価値というか、新たな商品を開発していただきたいと。魚を使った、羅臼から上がった水産物でぜひ中食まで開発できるようなことをやっていただきたいと思いますが、町長、どうですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほども若干お答えをさせていただきましたけれども、羅臼町が直接商品開発をするということではないのだろうとっております。その商品開発に対する意欲であったり、方法であったり、または出口戦略、つくったはいいけど売れなければ何もならないわけで、そういった機会を提供していくというようなことはまちとしてしっかりやっていければというふうに思います。それぞれの事業者さんが新しい商品開発に向けてやってみようという機運になっていくような、そういった施策と支援と機会を提供していくというようなことは、これは役場といいますか、羅臼町の役割であろうというふうに思っておりますので、そういった方々が1人でも多く、1社でも多くふえていくことを期待しておりますし、また、羅臼町内だけでそのことを議論しても、なかなか新しい発見が気づきになっていかないということがあります。ですから、町外または首都圏のそれを扱っている方々がどういったものを望んでいるのか、そういったところのリサーチ、それから直接的に意見を伺う、来月も実は経済同友会とのそういったディスカッションであったり、そういった場に参加する予定となっております。そういった中で、例えば東京のほうで、こういったものをつくってくればいいのですよというような意見があれば、それに向かってどうしたらいいのかということも考えていきたいと思っておりますし、私の考えの中では、もう既に手を加えないで生で送るということは、もうここまで落ち込んだら、今後、無理なのだろうというふうに思っています。ただ、現状、それしかできないというのも現状でありますから、いろいろなことを考えた上で、ここでしっかりそういったところに真剣に取り組むような機運を高めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 町長がそういう推進役になってくれると、一番職員のほうもやりやすいかなと思います。ここは、やっぱり羅臼、例えばコンブ、ウニ大使の三國清三さんは世界的なシェフですから、三國清三さんをお願いして、例えば羅臼に来たときに講演会をやらしてもらえるとか、料理講習とか、そういう指導をしてもらえばおもしろいものができるのではないかなというふうに私は思います。和食だけではなくて、私は洋食も十分取り入れられるのではないかなというふうに思います。

昔、30年前ぐらいになりますけれども、写真家時代に、ケネディ大統領の特集を組んで、マサチューセッツ州にありますケープポッドに行ったのですよね。そこにはクラムチャウダー屋さんがあって、ケネディ大統領がときどきそこに食べに来ていますというふうにおっしゃって、ちゃんと記念のプレートがあって、ここがいつも指定席なのだというふうに言っていて、クラムチャウダーはおいしかったですけども、そういうことが羅臼限

定メニューも掲げていますよね。そういうこともやろうということの意識がありますので、羅臼に行ったらこれが食べられるというようなもの、これは観光にもつながると思うのです。うまくいけば、中食で、例えばそれをレトルトで温めれば東京でも食べられるよということにもつながると。ぜひそういうことを目指してやっていただきたいなというふうに私は思います。例えばタラを使ったフィッシュチャウダーとか、フィッシュアンドチップス、それから、甲殻類を使ったビスクスープとか、タコのカルパッチョなんかもいけると思うのです、十分。私も試していますけれども、オリーブオイルとバルサミコ酢で、そういうこともなかなかいけますので、そういうことをぜひ試していただきたい。若い人にも受けるような料理法を確立して、羅臼ブランドをつくっていただきたいなというふうに思います。

観光については、10月に高校生議会有りました。その中で、6班に分かれてやりましたけれども、6班とも観光について質問しているのですね。これは、だから若い人たちは観光について十分関心を持っているのだなというふうにとらえていますので、高校生も料理をつくっていますので、コンテストなどをやっていますので、高校生などの意見も聞きながら、あと、例えば何か形ができれば、試食できるような体制をつくって、例えば東京へ行った、札幌へ行ったということで、そのものを、前にコンブのだし汁でやったと思うのですけれども、そういうような感じで試しにやってもら。それでいろいろ反応を探りながらやられたらいいのではないかなというふうに思います。

次に、観光に移りたいのですけれども、やっぱり例えば観光でより魅力的な地域にしたいというふうに私たちは思うわけです。それでは、今、何が足りないかということになれば、羅臼へ行っておいしい魚を食べたい。刺身では食べられます。ではほかに何が料理としてあるのかといったときに、私も羅臼出身ではない人にもいろいろ聞きました。そうしたら、サメガレイの刺身、サメガレイの煮つけだとか、ガヤの唐揚げがおいしかったとか、いろいろあるのです。素材そのものを刺身で食べるというのは、羅臼のほうは申し分ないと思うのですけれども、ではそれ以外の料理が何があるかということをよく考えて、観光にも役立ててほしいなというふうに思っております。

また、10月になるのかな、野遊び学びというのは10月でしたっけ。10月にやった野遊び学びのキャンプの仕方なのですけれども、あれは本格的なキャンパーの好きな人たちは、あそこに行かないというふうに言っていましたので、あれをもうちょっとグレードアップして、お金を出してもあそこに泊まっておいしいものを食べられるということがあのようなことをやったらどうかなというふうに思うのですけれども、それも一つの考え方だなというふうに思います。例えばルサにもつくっていますけれども、あそこは普通のキャンパーもできるような設備に整えると。私は、例えばクズレのところに、山田さんが昆布番屋があるのですけれども、山田さんが自由に使っているよというふうにおっしゃっていますので、あその前で、浜でもキャンプができるというようなことも、今後企画していただきたいなというふうに思います。

とりとめもないことを言いましたけれども、何とか観光客が喜ぶには、料理もさることながら、いわゆる羅臼の豊かな自然を、クマには注意しなければならないですけれども、豊かな自然を体験できるような、ホエールウォッチングとか、そういう船に乗っては盛りですけれども、もっと野っ原で遊ぶような仕組みをつくっていただきたいなど。それは夏もできれば、冬、スノーシューのルートも確立されていませんから、そういうことをぜひ確立してほしいなというふうに思います。だからアクティビティを増やすということですね。ということで、町長、どうですか、そういう感じで。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 最初のほうに御提言のありました食について、これにつきまして、商品開発も含めた中で、飲食店の方々、このコロナ禍において非常に大変な思いもされたと思いますけれども、逆に町民の方々が、例えばテイクアウトのものをつくってもらいたいという声もあったりするので、それに提供するというので、さまざまな工夫もされてきております。そういったことをさらに商品開発につなげていくというか、メニューにつなげていくというようなことも可能なのかなというふうに思っております。

また、先ほど道の駅の前の駐車場を廃止して、あそこに出店もできるような形にしたいと。そこには、一つ、私の考えるルールとしては、やはり羅臼のものを使ったものを提供していくというような、その中には食もあると思います。これはどこかにあるようなフランクフルトだとかホットドックだとかたこ焼きだとか、そんなものではなくて、しっかり羅臼の新しいもの、それはもしかすると高校生がつくってきた、あのすてきなファーストフードといいますか、ああいったものを食べ歩きのできるような空間にしたいという思いがありますので、そういったところに高校生などの意見も取り入れながら、また参加をしていただきながら、そこでやっていければいいのかなというふうに思っております。

また、アクティビティは当然、ただ、最近非常にふえていると思っております。観光船も頑張ってくださいとありますが、また、スノーシューについても、観光協会のほうではいろいろ計画をされているそうです。まだ雪が少なくできませんけれども、熊越の滝までのルートですとか、そういったところも計画しておりますので、今後、冬の観光については、そういったところも魅力的なものになっていくのかなと思っております。

それと、クズレの番屋の話、実は非常に興味を持っております。ただ、国立公園法だとかいろいろ法律に阻まれるところもありますけれども、実は先月、4町の首長で研修、視察がございました。そこで見てきたところといいますか、私が提案して、そこに行きましょうという話をしたのですけれども、イタリアのほうで行われている空き家対策も含めた宿泊施設、そういう拠点をつくるという、これ、アルベルゴ・ディフーズというものなのですけれども、それを実践している岡山県の掛川市というところに行っているいろいろ勉強させていただきました。非常に魅力的なところもありますので、それがこの羅臼でどういった形でできるのか、空き番屋を利用した何かそういったものができないのかということも、今後テーブルに乗っけて、いろいろ関係者と協議をしていきたいと思っております。

す。

どちらにいたしましても、漁業が今、大変な状況になっております。そんな中で、今、成長できているところというのは観光であったり食の部分なのだろうとっておりますので、当然そこにはしっかりと力を入れてまいりたいとっております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） ぜひ明るい、漁師さんもそうですけれども、町民が明るい、羅臼は明るいというふうな感じで、やっぱりそういう雰囲気でもっていかないと、例えばサケがとれないからしんみりというような感じも分かるのですけれども、そういうことに負けないように、明るいやり方でやらないと、観光客も、行ってもつまらないという感じになりますから、町民自体がぜひ明るい気持ちでやっていくというような感じに、町長、頑張っていて、今言ったことは私も同感ですので、やっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、高島譲二君の質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩いたします。午後1時から再開をいたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

1番加藤勉君に許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、2点の質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、漁業振興についてでございます。

今年は新型コロナウイルスの発生や秋サケ漁の不振等により、町内経済は厳しい状況にあると思います。

当町の基幹産業の漁業にとって、町の経済が左右される現状にあります。

漁業振興対策については、一般質問の中で今までも取り上げさせていただきました。主要産業の振興は、町が主体となった取り組みが重要と考えます。

そこで、町営の水産研究所を設置し、当町海域に適した育てる漁業の研究を進めていくことが重要と考えますが、いかがか、お伺いいたします。

2点目でございます。図書館の運営についてです。

今年4月から公民館図書室を廃止をし、独立館として役場庁舎1階町民ホールに羅臼町図書館を新設をいたしました。旧公民館図書室と比べ、十分な図書館環境に乏しいように思われます。書店のない当町にとって、図書館は情報発信の場であり、生涯学習施設でもあります。数少ない生涯学習施設である図書館を町の文化発信基地として、機能充実に

向けた将来構想があるのか、お伺いいたします。

2点について、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から2件の御質問をいただきました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目の御質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

1件目は、主要産業である漁業の振興対策について、町主体の取り組みが重要であり、町営の水産研究所を設置し、海域に適した育てる漁業の研究を進めていく必要があるのではないかとの御質問であります。

育てる漁業の振興に当たっては、羅臼漁業協同組合において、根付け漁業の資源増大につながる増養殖事業を推進しており、町といたしましても継続的な支援をしてきているところであります。

その一環として、令和2年度から予定されているウニ囲い礁の造成は、既に平成9年度に導入実績があり、一定の成果を上げていることから、増設するもので、漁家の経営安定を目的としております。

根付け漁業以外の増養殖事業の取り組みでは、過去に羅臼漁業協同組合において、漁業者を交えてスケトウダラの増養殖試験に取り組んだことがありました。現在でも水揚げされる魚類の生態が解明されておらず、この時点でも漁業者の資源管理に対する意識啓発として効果はあったものの、増養殖技術の確立までには至っておりません。

町営の研究施設をとのことではありますが、研究者の確保、研究施設の整備など、単町で抱えるには非常に難しい側面があります。

しかしながら、現在まで取り組んできた各種の栽培、増養殖事業においては、根室地区水産技術指導普及所に関わっていただいているほか、過去には道立釧路試験場などとも共同研究や助言、指導を得てきているため、議員おっしゃるとおり、つくり育てる漁業をさらに発展させる上では、こうした専門研究機関の支援が重要であり、さらには、産・学・官での連携も必要となるかもしれません。

いずれといたしましても、まずは羅臼漁業協同組合の取り組みや成果、水産関係団体や地元漁業者と課題の共有をし、明確な目的を持って進めていく必要があると感じています。

この後は教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 2件目は、図書館の運営について、生涯学習施設である図書館をまちの文化発信基地として、機能充実に向けた将来構想があるのかとの御質問であります。

公立図書館の役割としては、乳幼児から高齢者まで、住民の全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、

図書館法第2条においても、全ての図書館で住民の教養、調査研究等を支援することが求められているところでもあります。

当町では、昭和45年に旧公民館が新築落成した際、公民館図書室として図書活動を開始し、昭和56年には図書館司書を配置し、蔵書の充実を図ってきたところです。

令和元年に旧公民館が解体となり、現在は役場1階部分に図書館として開設しているところではありますが、面積は約100平方メートルと、以前の半分ほどであり、閲覧や学習スペースの確保が難しく、また、開架冊数も以前の3分の1の約1万5,000冊となり、本を手にして選ぶ魅力が減るなど、十分な施設、設備を提供するという観点では課題があるものと認識しています。

しかしながら、一方で、当町での図書館活動は、町民ニーズに応えながら、予約・リクエストサービスや、参考調査などのカウンターサービス、町内を巡回貸し出しする移動図書館の継続、子育て支援としてのブックスタート事業、町民協働の読み聞かせ活動の展開、蔵書検索システムによる情報発信、学校司書と連携した学校図書館整備等を行っており、公立図書館の役割としては一定程度果たしているものであります。

図書館の三大構成要素は、一般的に、本、建物、人の三つの柱と言われており、比重として、本20%、施設・設備5%、職員と来館者75%とされています。どれ一つが欠けても優れた図書館をつくり上げることはできません。

具体的な図書館の将来構想というものは、現在、まだ定まっていないところではありますが、役場1階での図書館活動が必ずしも十分とはいえない状況を踏まえ、まちの人口動態や財政規模を考慮し、将来にわたり町民の役に立つ図書館のあり方等について、総合的かつ慎重に検討しているところでもあります。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、漁業の振興について、まず再質問させていただきたいと思います。

羅臼町の統計資料を実はインターネットで見させていただいたのですけれども、過去10年間の漁獲量の推移が載ってございました。

その中で、気になる点を何点か挙げたいと思うのですが、10年間の間で減少の著しい魚種というのが載っていきまして、ホッケ、スケソウ、イカ、秋サケ、それと、逆に増えたなというのが、ブリ、ホタテの稚貝などがございます。こういったものでバランスをとっているのかなというような感じをしておりますけれども、全体として回遊する魚種に成り立っているというのが実態かなというふうに思うわけでございます。そうなりますと、回遊魚といいますか、それから、根付け漁業のほうに転換をしていくというのは、これは町がもともと掲げている状況でございまして、令和2年度の町長の行政執行方針では、水産については非常に不安定で、先の見えない状況と認識をしております。現状としては、羅臼漁業協同組合の事業に対する支援策が主なものというふうに述べてございます。これを裏返しますと、水産振興については、漁業協同組合をバックアップしていくというふう

にしか感じ得ないわけですが、現在、羅臼町は魚の城下町という形でキャッチフレーズをとって、まちの振興を進めているところでございます。そうなりますと、魚の城下町ということが、果たして漁業協同組合だけの事業に依存しているのかどうか、この辺について町長のお考えをお聞きをしていきたいと思っております。魚の城下町ですから、町が率先してこの難局に向かうということが基本だろうと思うわけですが、その辺について町長の考え方をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどもほかの議員からも御質問がございました、基幹産業についてどう考えるのかというところでございます。今、加藤議員からも御質問ありましたけれども、決して羅臼町として主体性を持ってやっていないというふうに私はとらえてはいません。もう一つ、組合に依存をしているということでもないというふうに考えております。先ほどもお答えしたかと思っておりますけれども、羅臼漁業協同組合が自分たちの仕事として、組合員の仕事として、将来にわたってしっかり経営が安定していく方法は何かというところを考えながら、作り育てる漁業にシフトをしていかなければいけないというようなことをともに考えながら、共同でこれに向かっていくというスタンスであろうというふうに考えております。ですから、そういったことの情報、それから意識も含めた共有をしていくことで、基幹産業である漁業をしっかり盛り上げながら、また、必要であれば、ともに国に対しての要請等々も行っておりますので、また、羅臼町として助けていける部分、また、主体的に関わっていく部分というのをしっかり考えながらやっていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 私は、組合に依存しているから駄目だとか、町が主体性を持っていくほうがいいのかという話ではないのですけれども、実は羅臼町の職員、昔、水産高校を出た人がいたのですよね。その方が漁業協同組合と一緒にあって、海に潜ったりして養殖事業の実態を把握していたというのを記憶しているのです。現在、羅臼町職員で海に潜れる方がいるのか、それとも組合の養殖事業にどれほど関与している方がいるのか分かりませんが、私はそういう体制が必要だろうと。水産高校出身者がいいとか悪いとかではなくて、そういうような専門的な知識を持った方が羅臼町の役場の中にいるといたのでは、いずれにしても組合と連携してやっていく上では必要な部分かなというふうに思っております。

なぜこういふかという、その当時も、やっぱり養殖事業が必要なのだと。ただ、町は補助金を出すばかりでは実態がよく分からないと。その中で、一緒になって組合の方と海へ潜って、漁場の造成状況を写真を撮ったりして報告書をつくっているのですよ。そういったことが今現在、多分、やっているのかどうか分かりませんが、そういうことが、魚の城下町だったらなおさら必要だろうという気がしてございます。

そのほかに、昔は知床別の小中学校、それから飛仁帯の小学校の校舎に、漁業に関し

て、小規模ですけれども、サケの稚魚の養殖施設があったり、知円別の学校にはミニ水族館があったりして、魚と触れ合う場所が町の施設の中にあったのです。それで、子供たちはそこで羅臼の魚というものを研修をしていたというところもございます。現在やっているのは、羅臼高校であります水産教室、これについてはずっと延々として現在も進められて、いいことだなというふうに思いますけれども、小中学校のそういった体験の学習の場においても、この水産研究所、そんな大きな施設を言っているわけではないのですけれども、そういうような体制をこの行政の中に作っていくべきだというふうな気がしております。養殖技術の振興だけでなく、魚に適した環境の取り組み、環境教育というのですか、それらも含めて、これから羅臼町がやらなければならない施策というのは多分出てくるのだろうと。せつかく魚の城下町ですので、魚に特化した施策を町主導としてやっていただきたいというふうな気がしております。この問題については、町長、再度、力強い御回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） もっと町が基幹産業に対して主体的に関わっていかなければいけないというところについては同感でございます。ですから、漁業協同組合としっかり共通の課題認識を持ちながら、今後、しっかりスクラムを組んでいきたいと思っております。

また、昔、そういった潜水をやって現状を把握した職員がいたとか、そういったことについては私は知り得ないところであったので、そうだったのだなというふうに思いますけれども、決してそこではないのだと思うのです。それぐらいの思いでしっかり取り組んでいただきたいということをおっしゃっているのだというふうに思います。そういったところについてはしっかり取り組んでいく。決して潜るという話ではなくて、しっかり理解ができるような形の中でやっていくということになると思います。

また、環境教育についてのお話もございました。これにつきましては、高校生の水産教室は当然のことですけれども、羅臼の場合は幼小中高と、知床学という中でこの部分をしっかり環境を大事にしていかなければいけないと、海を守っていこうと、それと、羅臼町が掲げておりますSDGSの中の14番目にあります、海を守ろうという、また、陸も山も守っていこうと、森を守っていこうという取り組みの中で、いろいろな形で、今、子供たちが取り組んでいただいております。当然、町内会等々でも取り組んでいただいているところはありますけれども、先日は春松幼稚園の子供たちが長年にわたって毎年のように地域のごみ拾いをさせていただいて、海へ行ってプラスチックごみの、そういったポスターを作ってくれたりしながら、様々なまちの団体に訪問をし、ごみを捨てないでほしい、海を守るためにプラスチックごみのお話とか、幼稚園の生徒たちが回って歩かせていただいたと。これは本当に非常にありがたいことだし、よくそこまで勉強したなというようなことまでしっかり子供たちが学んでおりました。そういったこともありますので、その辺につきましてもしっかりとこれからはまちとして支援をさせていただきたいし、主体的に関わっていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） ありがとうございます。町長、頑張ってください。

それで、実は漁業法が改正されて、羅臼町にとってみても、この漁業法でかなりの職種が、今、国際枠というのですか、そういうのがあって、昔のようにとれるだけとればいいという漁業ではなくなっていくということを知ったのですけれども、そういったことになる、どうしても養殖のほうに力を入れていかなければならないのかなというふうな気がしております。とるところから育てる漁業、これは昔から言われているのですけれども、なかなかその辺が10年たっても進んでいかないと。この辺については何に理由があるのか私は分かりませんが、そういった状況だと。そのために、漁業に従事する方が減少していく。そのために人口が減っていくということがあるわけですから、それも一つの要因だというふうには私は思っているわけですから、人口減の対策にとっても、やっぱり羅臼町は主幹産業である漁業が主体となって進むべきというふうには考えておりますので、その辺も含めながら、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうには思います。そういうことで、よろしくお願ひしたいなというふうには思います。

続きまして、図書館の運営でございます。

教育長から、今の施設、狭いということで、私も見ても、多分どころか、かなり狭い。ただ、羅臼のホームページを見ると、うちの図書館、すごく立派に写っているのですよね、ここから見ると。それだけは、私は司書の力で、多分、少ないながらも、書棚にしてもいい配列をしているのかなというふうには思っているわけでございます。

ただ、今まで公民館にありました冊数から見ると、減ったのだということでございますけれども、その減った、展示できなかった書架をどこに配置をしているのか、それをまず、図書館長のほうがいいのかな、ひとつお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 図書館長。

○図書館長（菊地理恵子君） 現在、開架できていない図書の保管場所についての御質問です。

現在、郷土資料館に1万3,000冊、それから、体験実習館に1万4,000冊、未来中学校の書庫をお借りして7,000冊、春松小学校に3,000冊を分散して保管しております。このうち、春松小学校につきましては、子供たちが利用できる状態となっております。これらの保管場所に、事業対応や予約が入り、必要になったときに、職員がとりに行って対応しております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 大変御苦労して書籍を拾っているのかなというふうな感じもしているわけですが、学校に配置している分は学校の中で利用されていていいのでしょうか。でも、何か体験実習館に1万4,000冊という、この体験実習館において、管理も今しているのかしていないのかちょっと分からないのですけれども、そういうところに書架を

置いておいて大丈夫なのでしょう。大丈夫だということは、あれは多分、紙なので、湿気だとかそういうのに弱いですね。そうすると、そこへ毎回通って点検をしていかなければならないという、図書館の仕事がそちらのほうに割かれていくということもあり得ないかどうか、その辺、お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 図書館長。

○図書館長（菊地理恵子君） おかげさまで保管状況につきましては大変管理は十分できているところですが、やっぱり一堂に蔵書を集めて開架できないというところで、とりにいったりというところの職員の手間をとられるというところは正直言ってございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） かなり苦勞して図書館を守っているのだらうなということを思うわけでございます。

それで、蔵書検索システムということで利用しているのだということですので、多分、蔵書検索システムによると、例えば体験実習館にある本だとか、各学校に置いている本を検索できるのですよね。そうすると、一般の方がこういう本がほしいとなると、そこまでわざわざとりに行くかどうかしていると思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 図書館長。

○図書館長（菊地理恵子君） 蔵書検索のシステムにつきましては、昨年8月から個人のスマートフォンや自宅のパソコンから蔵書検索が可能なシステムをスタートしましたので、こちらが徐々に利用が浸透しまして、月平均4,380冊が検索されている状況です。予約貸し出し中のマークが出た本につきましては、ネット上からも予約が可能になっておりますので、徐々に予約件数も上がるであろうというところで、分散した本をとりに行く回数も、図書館バスを利用しながら、その巡回にあわせてとりに行くなどの工夫をして対応しております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 図書館、だんだんだんだん新しくなって、新しいことがどんどん出てくる。住民にとっては非常にいいことだというふうに思います。検索システムで4,300冊もあるということは、それだけ、例えばここへ本当は来て見たいのでしょう。図書館の中で見たいのだらうけれども、来たときにないので、検索システムでとってもらおうということで来ている方も多分いるのだらうというふうに思います。

もう一つですけれども、図書館バス、これ、ずっと運営しているのですけれども、図書館バスの利用状況については以前と変わらなかったのかどうか、これについてもお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 図書館長。

○図書館長（菊地理恵子君） 図書館バスの利用状況につきましては、現在の図書館になっても、旧図書室とそれほど変わりがございません。個人の貸し出し総数の約半数が図

書館バスでの貸し出しであり、高い比率を依然として占めております。コロナ禍で稼働日や巡回場所が減っておりますけれども、図書館バスが1回稼働するにつき、平均の冊数としまして、旧公民館図書室は91冊、現図書館になってからは78冊というふうになっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 小さな図書館、私はそういうふうに使わせていただきたいと思っておりますけれども、小さい図書館なりに御苦労されているということが、私は羅臼の図書館について評価をしたいというふうに思っております。

ただ、一方では、今まで言いましたように、書架台が実は公民館の半分になっていると。それと、やっぱりここへ来て、訪れて図書を見ようという人が、多分、私、何回かここに来ているのですけれども、余りいなかったような気がしています。ただ、土曜日がやっているのかな、その辺は見ておりませんが、公民館にいたときは、よく行くと、一生懸命お母さん方が来ていますね。そういったところをもうちょっと今の図書館にない部分かなというふうな気がしております。これは教育長、町長にお願いするわけですが、社会教育施設の少ない我がまちにとっては、図書館というものについては、情報発信の場というふうになっています。そこで集う、お母さんと子供が来て、そこで1日過ごすというようなところもあるわけですから、早急にこの図書館というものを独立館として建設できるようなことを今から考えていただきたいというふうに思っております。最後は町長でいいかな、お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 図書館につきましては、先ほども教育長のほうからありました。利用者にとっては非常に不便な思いをされている方もいらっしゃるのだというふうに思います。公民館にあったときから見ると、非常に狭い中で、また、しっかりそこで休むといえますか、読んでいけるようなスペースもないとか、いろいろなことが考えられますけれども、今の現状の中で精一杯羅臼町役場のホールを利用させていただきながらやっているのが現状でございます。決してこれがよいというふうに思っているわけではございません。ですから、公共施設の計画、あり方について、しっかり吟味する中で、図書館の設置をどうしていくかと、施設も含めてどういったふうに求めていくのかということについては、様々な公共施設がございますから、優先順位の中でしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。私も公民館の館長をやっていたので、図書館については非常に思い入れがあるのです。そういったところで、今回、図書館長さんが退職をするというお話も聞いてございました。この中で、やっぱり図書館を皆さんに知ってもらい、どういう実態なのかということを知ってもらうため

に一般質問させていただきました。町長におかれましても、そういった実態があるということ認識をしていただいて、公共施設の配置についてよろしく御検討いただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 次に、2番田中良君に許します。

田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、1件の質問をさせていただきたいと思いません。

私は漁業の振興について、今回、1件につきまして質問させていただきます。

今年の鮮魚取扱高が、不振を極めた昨年と比較しても、先ほど町長が行政報告でも申したとおり、数量で約4分の3、金額で約3分の2まで減少して、漁業者、漁業関係者においては大変厳しい状態となり、その上で、行政から何らかの支援が必要かと思われるが、この支援策はあるのか、考えているのかということをお伺いします。

また、令和2年度の町長行政執行方針では、当町の水産業を次の世代につなげていくために、関係機関の協力を得ながら、資源管理や増養殖など、このまちでできることに尽力すると述べられておりましたが、作る漁業、育てる漁業の今年度の支援施策はどのような進捗状況か、来年度以降の支援施策はどのように考えているのか。

以上、一般質問をいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から漁業の振興についての御質問をいただきました。

今年の漁業生産高が昨年の3分の2に減少したことを受け、漁業者、漁業関係者への支援施策は考えているのかについてであります。羅臼漁業協同組合とは、水揚げの減少に起因する影響について情報交換をしているところでありまして、羅臼漁業協同組合といたしましても、影響の大きい漁業者に対する支援として、独自の金融対策を講じてきております。

今後、関係諸団体を交えて、現状と課題の共有を図り、それぞれの役割を確認しながら、町としてどのような関わりが必要になるかを整理してまいりたいと考えております。

次に、令和2年度の行政執行方針で掲げた資源管理や増養殖に係る今年度の進捗状況と来年度に向けての支援策をどのように考えているかとの質問でございます。

資源管理に当たっては、羅臼漁業協同組合としても、国の資源管理の動きを注視しており、一方で、北方領土を有する根室海峡においての導入に対しては非常にデリケートな問題として捉えております。独自の資源管理の必要性については、羅臼漁業協同組合としても理解しており、今後の動きについて、随時情報を共有しながら、足並みをそろえて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、栽培、増養殖事業であります。羅臼漁業協同組合では、これまでの間、根付け漁業の資源増大につながる事業を推進しております。こうした取り組みについて、

町として支援してきており、今年度においても、ウニ種苗生産、ウニ移植、ホタテ漁場及び刺し網漁場におけるヒトデ駆除、海獣類による漁業被害防止などへ支援を継続するほか、新たにホタテ放流、ナマコ放流試験、タコ産卵床設置などの事業を加えて支援をしております。

このほか、ウニ囲い礁の造成を令和6年度までの間に2か所の地域で計画しております。この事業実施により、根付け漁業を初めとする漁家の経営安定化につながる取り組みとして考えられているところであります。町としても、この継続事業に対して支援をしていく考えであり、本定例会において、調査費用に係る地元負担分の補正予算案を上程しているところです。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 今、町長から説明を受けました。

今回の一般質問につきましては、さきに2人の議員から漁業につきましても町長からいろいろと説明を受けております。

それにつきまして、まず1点、最初に伺いたいのが、今回、漁業の生産高の減少もあるのですけれども、一つの要因の中に、新型コロナウイルスによって魚価が下がっているという傾向があります。そういうところでありまして、ぜひ、確かに羅臼漁協さんでも独自の金額、金融の支援策をとっていると思われるのですけれども、そのほかにも、何かコロナに関して有効利用できそうなものは町のほうから提案できないのかと。結果的に私たちのほうもそうです。商工会といえども、やっぱりプロではないのですよね。いろいろな情報が必要なものですから、そういう情報を含めて、漁業者だから組合に任せるのではなく、やっぱりその辺のあたりで、何か組合の漁業者にとっても、同じように経営者でありますから、その辺の支援策をちょっとアドバイス、商工関係で言えば、商工会であればいろいろな国の施策を有効利用できないかとかという施策の相談にのること自体がまず一つの相談でありますし、実際に民間企業といたしましても、コロナに関して、売り上げが落ちているのはどの業種もそうだと思います。今朝、町長のお話の中で、かろうじて販売するというか、コンビニとか、そういう食料店で、若干、プラスとは言えないのですけれども、そんなに落ち込みなく動いている事態になっているところもあります。ただ、全体にやっぱり景気が下に下がっている。今がよくても、この後、先、絶対またそれが復活するまでの間にまた体力が落ちてくるのですよ。ですから、ちょっとその辺のあたりで、町長としても相談窓口みたいなものを、組合とも連携をとりながら、町として開設するような考え方を持っているかどうか、その辺のあたり1点、お聞きしたいのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながら漁業者も町民の一人でありまして、そういったところにしっかりと対応していくというのは当然のことだと思っております。いろいろな制度がございます。実は組合でもその辺はしっかり把握をしていると。ですから、指導部を通し

ととか、いろいろな形の信用部を通してとか、いろいろな形で漁業者にはいろいろな制度の利用というのをしっかり通達をしていただいているものだというふうには認識しております。その中で、利子補給であったりというところは、まちとしても協力をさせていただいている。それから、国の制度でありましたけれども、持続化給付金でしたっけの利用、これはウニの方々であったりとか、そういった対象になる人たちにはしっかりその制度を使っているという部分もございますので、これについては情報をしっかり漁業協同組合にお伝えをしながら、漁業者、1人でも多くの方がそういった制度を利用いただければというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

なぜこういうふうに言うかといいますと、知っている方は知っているのです。ただ、漁民の方でも、自分のところが本当に今回の給付に当たるのかとか、そういうような悩みを持っていて、半分諦めかけて、とれないのだから仕方がないのだというような言い方をする人もいますので、組合がちゃんと通達しているとかしていないとかということも含めまして、ちょっとそういうのも発信で、支援するという形でちょっと助言してあげればいいのかと思うのですよね。だから、ちょっとそういうところで私たちも実際に商工会とかそういうところから事業の関係で、どうだいという話をされて、初めて悩みを言えたり何なりというところ。ただ書面で見てもなかなか分かりづらい。ましてや売り上げが15%以上とか、今、町のほうで、商工会のほうでやるのは5%から15%、もしくは15%以上落ちている人の方、これによって借り方が、融資を受けたりする仕方も全然違いますし、ましてや50%落ちていると、先ほど町長がおっしゃったように、支援金をもらえる形になります。これは今、この先でも、雑業の方でも、落ちている月が今まで1月から12月まで、1か月でも2分の1になっているところがあれば、それで適用になる形になるのですよ。ですから、そういうような有効にお金を使える形もありますし、あと、いろいろなコロナ支援とかもありますし、そんな形をちょっと漁業者にも与えていただければ。組合さんが決して悪いとは言っていないのです。組合も頑張っていると思います。ただ、それには、やっぱりある程度、うちの商工会もそうでしたけれども、ある程度勉強していないと、国のペーパーで見た限りでは、なかなか支援を受けるというのは大変厳しい状態になっているのですよ。ですから、その辺のあたりをきちっともう少し町民に対して発信してあげればいいのかと思います。

続きまして、先ほど町長で、今年の資源管理や増養殖については、いろいろとやっていると。これはウニの種苗生産も、ウニ移植、ホタテ関係とかにつきましては、コンブ魚礁も含めまして、ずっと羅臼町で取り組んできているところがございます。これはすごく継続していいことだと思うのですけれども、逆に今年の場合、コンブに、ウニの逆に食害の影響が出たり、そういうふうな形で出ている年もあります。ただし、今年は、コンブは例年、皆さん、漁民の人方が言ったように大漁年だったので、コンブも少しいい状態で終

わっております。ですけれども、こういう増養殖に関しても、いい面と悪い面、プラス面とマイナス面がありますから、その辺のあたりをきちっとやっていていただきたいと思えますし、私も6月の議会で質問したときに、これに対しての計画書をまず作成するのだという話をしていたのですけれども、その計画書のあたりがどういうふう到现在動いているのか、その辺のあたりをちょっと1点、伺わせてもらいたいと思えますけれども。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 昨年度、蓄養計画というところでの動きの一つとして、まず育てる漁業の研究会、そういったものの講演の参加もさせていただきまして、そこで職員を派遣しております。その中でいろいろ話の中で見えてきたことが、なかなか餌料ですとか病気ですとか、そういったもので蓄養研究というのはなかなか難しいところがある。町としても組合としても、しっかり取り組んでいかないとならないという話を聞いております。片手間ではだめですよというような話を聞いております。その中で、何とか今年度、蓄養計画に結びつくような動きができないかということもありましたけれども、コロナ禍の中だったので、いろいろな話が煮詰まってはいませんが、きっかけとして、過去に、まず蓄養ということではないのですけれども、一時保管という形でウニの出荷調整、そういう取り組みができないかというところを町長からも組合のほうに伝えて、私どもからもちょっとお願いしながらきているのですけれども、なかなか過去の経緯、漁業者さんの出荷調整をしたのですけれども、漁業者さんの相互のやり方とか、そういったことでうまくいかないというところもあって、なかなかうまくいかなかった過去があるので、町としてもちょっと説明してもらえないかという話になっているので、今後、そんな話をしていきたいと思っています。

ただ、先ほど前段にも申しましたとおり、計画書そのものについては、そういったところで漁協との関係構築がまず前提となりますので、そういった動きの中で、現段階では検討中というところで進んでいます。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 今、課長から説明あったのですけれども、課長が言っていたウニの生産調整なのですけれども、これ、確かに組合の2階建ての下の蓄養施設でやっているということも聞いていました。それと、漁師の人方の中で、ウニ漁者の中では、海中飼育にも取り組んでいることもやっているということも聞いていました。ただし、それが順調な出荷にはならなかった。これは、今、課長が言ったように、いろいろな原因があると思われるのですよ。ですから、そういう問題が多いかもしれないけれども、今、あえてウニの囲い礁をやるのであれば、それもあわせて、ウニに関することだから、海中飼育とか、うちの浜でできないようなことではないと思います。漁師も取り組んでやっていますし、今、実際にコンブですら海中で飼育しようかという、養殖コンブも違う飼育の仕方ということも研究している者もいますし、ぜひそういうところもあるということ踏まえながら、そういう人方の情報を入れながら計画を練っていただきたいと思えます。

これ、本当にこういう生産量が、実は私、議員になってから、ずっと実は落ちているのですよ、正直。毎年10%、15%ずつ、数量で落ちています。ただし、金額が高い年は何とか帳尻が合うというか、前年度の金額に到達するのです。よく漁師の方が、組合の数量でなく水揚げの金額で話をしているのですよね。何十億、何十億上がったと。そうではなく、私たち、僕はずっと見ていて、ずっと実は数量が落ちているのですよ。実際に数量は完全に落ちています。だけど、その年の金額の高低さによってカバーされています。それで安心している場合ではないので、やっぱりこれはどこかでとめる必要があると思いますし、やっぱり一番メインになるのは、どこが、どれがつかれるかつかれないかということぐらいは、やっぱり早急に検討しながらやっていくべきだと思われるのですよ。結果的に根室でもベニザケの養殖をやって、今年、水温の関係で稚魚が死にました。ああいうケースというのは、生き物ですから、絶対あります。だけど、それでもなおかつやっぱりチャレンジしなければならないというふうに私は思うのですよ。ですから、ぜひやっぱり組合さんを巻き込みながら、それでなければ、やっぱりもっと生産者とも直に集めたり、そういうアプローチも必要ではないかと思われるのですけれども、その辺のあたりはどういうふうに考えているでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ここ10年間、数量が減り続けているというのは、全くそのとおりだというふうに思います。価格で一喜一憂をしているというような状況というのは確かにそのとおりかなというふうに思っております。そういった意味で、そういった資源をしっかりと確保していくという意味で、つくり育てる漁業というのは大事なのだと。そこをどういうふうな計画の中で、何年間の中でこういうふうにしていこうとか、将来を見据えた中での計画というのは当然必要だろうというふうに考えておりますので、その辺につきましてもしっかりと連携をしながらやっていければというふうに思っております。

また、とかく今日の質問の中でもそうなのですけれども、漁獲が減ったというところに注視をして、それをどうしたらいいかというようなお話になりますけれども、ちょっとこの場をお借りして、やはり問題提起も必要だなと思うのは、実は最初に坂本議員から質問のありました人口減、これで今一番危惧をしているのは、働いてくれる人がいなくなっているということだと思っております。減っているということです。減ってきている。いろいろな魚種、優等生だと言われた定置漁業であっても、なかなか今の雇用形態の中では非常に新しい働き手というのを確保するのも大変な状況があるということも聞いております。また、当然、刺し網漁であったり、募集をしても、コンブの着業者がなかなか募集に参加していただけないというような状況があります。ましてや権利を持たない人たち、乗子さんと言われる人たちの働く場所を確保するためには、やはりその人たちの生活が安定するような、そういった改革が必要であろうというふうに思っております。羅臼町としては、その部分を前々からしっかり漁協にもお伝えをしておりますので、そういった乗子さんも含めた、関わっている人たちの働き方改革というもの、それと、その人たちの生活の

安定化に向けたらどうしたらいいのだというところをしっかりと今後話していかないと、幾ら魚がふえたところで、それをしっかりとっていく人、つくっていく人、育てていく人がいなければ何にもならないというような状況になってこないように、その辺も含めてしっかりと対策を練っていければなど考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 今、町長がおっしゃったとおり、私もそう思っています。これは定置ばかりではありません。雑漁もそうなのです。実は雑漁も、若い人がいなくて動けない親方がいます。これは、今、町長がおっしゃったように、働き手が実は漁業に魅力を感じていないというか、漁業で食べていくという安定感がないのですよ、実は。ですから、やっぱり今、町長がおっしゃったように、これは根本的に変えていくことを考えながら、やっぱり安定して食べて、漁業で生活できるという夢を持てる漁業にならないと、決してこのまちが、先ほど私たちも、坂本議員がおっしゃったように、やっぱり20年後に、計算でいくと確かに二千何百人になるかもしれません。でも黙ってそうなるのであれば、まち全体が死にます。ですから、そういうことをさせたくないのと私も思いますし、だから若い連中に、やっぱりもうちょっと漁業で食べていく、漁業で安定して食べられる、漁業がよくなればほかの職種も当然一緒に伸びてきます。これは多分飲食店もそうですし、人がいなくなったら、幾ら外から観光客をあてにするといっても、これは限界があります。やっぱり地元で力がないと無理だと思しますので、ぜひその辺のあたりは、これから先、考えていかなければならないことだと思うのですよ。

特に私が思うのは、やっぱりまず基幹産業である漁業がまず一番先に安定というか、道が開けていかないと進まないと思うのですよ。ましてやこれだけ組合さん、漁業者の人方が疲弊しているとなれば、当然、全体に影響が出るのは必至ですし、ですから、やっぱり早いうちにぜひ、どういうところがこれを回復させるかということは、やっぱりみんなで知恵を出し合っていないと、絶対解決する問題でもないですし、先ほど加藤議員が言ったように、町営の研究所につきましても、もしかしたら町単独ではこれはとてもできるような話ではないですよ、研究所というのは。ですから、国の力を借りるとか、そういうようなことで、何かそういうきっかけがあれば、そういうヒントがあれば、ぜひやっていくことを、チャレンジすることがいいと思うので、ぜひ、私もこの12月、今回の議会ですから、3月までにちょっと早急に私はやらなければならないと思うので、3月の議会につきましてはもう少しきちっとした質問の仕方をしていきたいと思っております。ちょっと厳しい質問になるかもしれませんが、こっちはほうもある程度の下準備をしながら入っていきたく思いますので、ぜひ、職員の人には大変申し訳ないですが、コロナで忙しいかと思われかもしれませんが、ひとつそういうようなところ、これは一つの産業を伸ばすということは、ほかの産業にも影響することですから、ぜひこの次の定例会までには、どのような資料がいいのか、説明を求めると思っておりますので、また3月にはよろしく願いいたします。

以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第59号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第59号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第59号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、また、この後予定しております議案第60号から議案第71号につきまして、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いします。

議案第59号でございます。令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,468万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税36万3,000円を追加し、1,768万5,000円。

3項森林環境譲与税36万3,000円を追加し、68万5,000円。森林整備などの促進に関する費用としまして、国からの増額試算が示されたものでございます。

11款1項地方交付税725万6,000円を減額し、20億274万4,000円ありますが、歳出の財源調整分に対して、前年度繰越金を超えた額について、地方交付税に求めるものでございます。

13款分担金及び負担金150万1,000円を追加し、5,394万3,000円。

1項分担金112万2,000円を追加し、1,137万8,000円。平成30年度から令和3年度までの計画で進められております畜産担い手育成整備事業におきまして、令和3年度に計画しておりました草地整備に関わる測量を令和2年度に前倒しして実施することに伴う受益者負担分でございます。

2項負担金37万9,000円を追加し、4,256万5,000円。北海道が事業主体で実施されますウニの囲い礁造成事業に関わる地元負担分の10%の2分の1を羅臼漁協が負担するものでございます。

15款国庫支出金4,179万3,000円を追加し、11億2,939万6,000円。

2項国庫補助金4,179万3,000円を追加し、9億9,649万9,000円。

内容につきましては3件あります。

1件目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する事業で、6点の新規事業と2点の財源組みかえがあります。新規事業の1点目が、web会議用の機器整備事業214万3,000円。2点目は、役場分庁舎環境整備事業として143万9,000円。3点目は、学校と幼稚園の床補修事業367万6,000円。4点目は、役場庁舎内LAN増設整備事業114万円。5点目は、消防活動感染症対策整備事業227万7,000円。6点目が町有バス購入事業で1,201万7,000円でございます。

財源の組みかえにつきましては、1点目が、第1回臨時議会で補正済みの新型コロナウイルス感染症予防に関わる消耗品や備品などの経費63万6,000円が子ども・子育て支援交付金の対象となりました。2点目が、第3回定例会で補正済みの幼稚園における備品購入費の100万円が、幼児教育の緊急環境整備事業補助金の対象となったことで、財源の組み換えとなります。これにより、新規事業2,269万2,000円と、財源組み換えが163万6,000円を引いて2,105万6,000円となります。

2件目は、新型コロナの影響により、放課後児童クラブの開館日数の減少や、幼稚園児の一時預かり事業の補助経費の追加など、合わせて42万7,000円の減額でございます。

3件目は、道の駅駐車場拡充整備事業が北方領土隣接地域振興事業推進費補助金の対象となったことで、2,116万4,000円の追加であります。

16款道支出金522万6,000円を追加し、1億6,418万6,000円。

2項道補助金522万6,000円を追加し、7,302万5,000円。介護施設の感染防止のため、簡易威圧装置設置事業に対する介護サービス提供基盤等整備事業交付金が

422万6,000円。また、先ほど新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金におきまして、財源の組み換えの説明をしましたが、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金100万円の追加でございます。

18款1項寄附金130万5,000円を追加し、5億395万円。個人3名からの善意の寄附金でございます。

19款繰入金1項基金繰入金663万6,000円を追加し、3億7,535万3,000円。道の駐車場拡充整備事業が国庫補助金の対象となり、国庫補助金と地方債の合計額が当初見込み額を下回ったため、差額分を公共施設整備基金に求めるものでございます。

20款1項繰越金729万5,000円の減額で、歳出の財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

22款1項町債3,630万円を減額し、10億6,652万9,000円。道の駐車場拡充整備事業におきまして、商工振興施設整備事業債2,780万円の減額と、植別2号線整備事業による町道整備事業債850万円の減額でございます。

歳入合計601万8,000円を追加し、62億4,468万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費8万円を減額し、3,489万6,000円。人事院勧告に伴う期末手当率の改正によるものでございます。

2款総務費152万4,000円を追加し、20億8,087万円。

1項総務管理費107万4,000円を追加し、19億9,169万6,000円。内容につきましては、消防事務組合負担金が救急活動に伴う感染防止対策経費の追加と、新型コロナの影響による各種事業等の中止による減額分を合わせまして1,415万3,000円の減額。また、3名の方からの善意の寄附金をいただいております。体育文化振興基金へ105万円、地域福祉基金へ30万円の積み立てでございます。診療所前交差点の横断歩道や歩行者用信号機撤去費が79万2,000円。さらに、職員住宅に要する経費451万5,000円は、近年、町外出身の職員も多くいることで、現在使用されていない高校住宅の購入費と内部改修費用でございます。さらに、今年度実施できなかった120周年記念事業経費816万9,000円を減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、児童生徒の通学の各種大会、団体の研修など、これらを密集の軽減を図るため、町有バス購入費で1,201万7,000円。感染拡大に伴う役場業務の継続を維持させるために、外部施設へ臨時機能を確保させることや、web会議等の環境整備で472万2,000円でございます。

2項徴税费45万円を追加し、942万5,000円。過年度分の確定申告による町や道民税等の還付金額が例年より多く、予算額に不足が生じるものでございます。

3款民生費236万9,000円を減額し、5億1,118万7,000円。

1項社会福祉費279万1,000円を減額し、4億2,496万4,000円。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、町内の介護施設へ簡易陰圧装置の設置が422万6,000円を追加。これは全額介護サービス提供基盤整備事業費交付金を活用します。また、特別会計繰出金で394万8,000円の減額であります。人事院勧告により、期末手当率や退職手当組合納付金の率の変更、あるいは人事異動に伴う会計間移動のほか、後期高齢者医療事業のシステム改修費などがございます。さらに、令和元年度後期高齢者療養給付費負担金の確定で306万9,000円の減額でございます。

2項児童福祉費42万2,000円を追加し、8,607万9,000円。令和元年度子育て支援関係に関する交付金の確定により返還金でございます。

4款衛生費141万4,000円を追加し、7億1,130万6,000円。

1項保健衛生費141万4,000円を追加し、3億572万6,000円。令和元年度感染症予防事業費の確定による返還金5万円。診療所のCT室エアコン修繕費としまして、国民健康保険診療所会計へ繰出金136万4,000円でございます。

5款農林水産業費242万5,000円を追加し、7,637万円。

1項農業費130万3,000円を追加し、2,483万4,000円。平成31年度から令和3年度までの事業期間として実施します畜産担い手育成整備事業におきまして、令和3年度予定の装置整備の測量を今年度を実施するものでございます。

2項林業費36万3,000円を追加し、208万9,000円。森林環境譲与税の額の増額により、基金への積み立てでございます。

3項水産業費75万9,000円を追加し、4,944万7,000円。これにつきましては、ウニの増産を目的としまして、北海道が事業主体となる事業でございますけれども、ウニの囲い礁造成事業でございます。事業費の10%が地元負担となっており、今年度につきましては調査費で、令和3年度から工事が着工されまして、令和6年度終了予定でございます。

7款土木費486万円を減額し、3億5,306万5,000円。

2項道路橋梁費486万円を減額し、3億5,175万6,000円。植別2号線道路改良舗装工事の事業確定によるものでございます。

8款教育費19万8,000円を減額し、10億2,988万3,000円。

1項教育総務費367万6,000円を追加し、1億5,227万4,000円。新型コロナウイルス感染防止対策としまして、学校や幼稚園の床をアルコール消毒作業をしておりますけれども、その影響によりまして床材がはがれてきており、メンテナンスを行うものでございます。

4項幼稚園費100万円を追加し、3,277万4,000円。幼稚園内における感染症対策経費で、全額国からの補助金でございます。

6項保健体育費487万4,000円を減額し、7億3,791万5,000円。今年度、温水プール暖房器が故障により、オープンすることができませんでしたことから、プール管理費の減額でございます。

10款1項職員費816万2,000円を追加し、8億363万3,000円。人事院勧告による期末手当率の改定や、退職手当組合納付金率の変更、さらに人事異動に伴う会計間異動によるものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業の内容につきましては、参考資料1の1ページから12ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

歳出合計601万8,000円を追加し、62億4,468万円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1件の追加であります。事項につきましては、知床羅臼GARDENPROJECT事業負担金、期間につきましては令和3年度、限度額250万円であります。これは地域の公共性のある事業に対しまして、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して実施する事業であります。資金到達期間を本年度中に制定することが必要なことから、債務負担を上程させていただいております。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。1件の追加と3件の変更があります。

最初に追加でございます。起債の目的は、体育館耐震改修事業債、緊急防災・減災事業債で、限度額は1億6,120万円。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えをすることができるものでございます。

次に、変更であります。いずれも限度額の変更でございます。

1件目は、起債の目的は町道整備事業債、辺地対策事業債は、植別2号線改良舗装工事の入札減と、植別1号線待避所性及び事業債が起債の対象外となったことにより、限度額850万円を減額し、1億9,510万円とするものでございます。

2件目は、起債目的、体育館耐震改修事業債、過疎対策事業債につきましては、過疎対策事業債の配当率が当初予定より下回ったことにより、限度額6億円のうち1億6,120万円を先ほど追加で説明しました緊急防災・減災事業債へ組み換えて、限度額を4億3,880万円とするものでございます。

3件目は、起債の目的が商工振興施設整備事業債、過疎対策事業債でございますが、道の駅駐車場拡充整備事業の補助金が確定したことにより、2,780万円を減額し、限度

額を2,820万円とするものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を受けます。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第7 議案第60号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第60号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第60号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,944万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款道支出金300万円を追加し、6億4,252万8,000円。

1項道補助金300万円を追加し、6億4,252万7,000円。新型コロナウイルス感染症の影響から、1人の診療間隔が伸びたことにより、1回当たりの診療費が増え、高額療養費該当者が増えたことから、予算に不足が生じる見込みになるためとなったものでございます。

続きまして、6款繰入金から18万6,000円を減額し、5,787万3,000円。

1項他会計繰入金から18万6,000円を減額し、5,620万1,000円。令和2年度人事院勧告による給与改定等に伴う職員費の減による一般会計の繰入金の減によるものでございます。

歳入合計 281万4,000円を追加し、10億5,944万3,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保健給付費に300万円を追加し、5億2,354万7,000円。

2項高額医療費に300万円を追加し、6,300万3,000円。歳入でも御説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、診療間隔が伸びたことによる1人1回当たりの診療費が増大し、高額医療費に該当するものが増えたことから、予算に不足を生じる見込みとなったためによるものでございます。

続きまして、6款1項職員費から18万6,000円を減額し、1,762万5,000円。令和2年度人事院勧告による給与費改定による職員費、給与費の減額によるものでございます。

歳出合計 281万4,000円を追加し、10億5,944万3,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る12月7日開催の令和2年第5回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料30ページから36ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第8 議案第61号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第61号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第61号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,240万3,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金28万円を増額し、1億1,379万6,000円。

2項国庫補助金28万円を追加し、3,404万円。内容といたしましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費用に対する国庫補助金でございます。

7款繰入金314万2,000円を減額し、9,451万6,000円。

1項他会計繰入金314万2,000円を減額し、8,218万8,000円。内容といたしましては、人事院勧告の実施及び人事異動に伴う減額補正でございます。

歳入合計286万2,000円を減額し、4億8,240万3,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費56万1,000円を増額し、1,832万1,000円。

1項総務管理費56万1,000円を増額し、1,529万5,000円。内容といたしましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費負担金でございます。

6款1項職員費342万3,000円を減額し、1,350万2,000円。内容といたしましては、人事院勧告の実施及び人事異動に伴う減額でございます。

歳出合計286万2,000円を減額し、4億8,240万3,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の37ページから42ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第62号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第62号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第62号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,309万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料に47万1,000円を追加し、5,215万4,000円。収入見込み額を精査した際、保険料滞納繰越分が増収見込みとなったことによるものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金62万円を減額し、2,087万1,000円。令和元年度広域連合事務費負担金が確定したことにより、令和2年度負担金にて減額精算を行うこととなったことによる減額及びシステム改修費8万3,000円のうち、国庫補助分1万6,000円を引いた経費6万7,000円について、一般財源で賄うための増額でございます。

6款国庫支出金1項国庫補助金に1万6,000円を追加し、1万6,000円。後期高齢者医療保険料のシステム改修費についての国からの補助金でございます。

歳入合計13万3,000円を減額し、7,309万4,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出です。

総務費8万3,000円を追加し、164万2,000円。

1項総務管理費に8万3,000円を追加し、118万7,000円。保険料算定時に用いる基礎控除の制度改正に伴い、システム改修が必要となったことから、改修費の負担が生じたための増額補正でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に21万6,000円を減額し、7,110万円。歳入でも御説明いたしましたが、令和元年度広域連合事務費負担金が確定し、余剰金が発生したため、令和2年度の広域連合事務費負担金による減額精算及び実行予算時に収

入見込み額を精査した際、保険料が増額見込みとなったため、広域連合への負担金に予算不足が生じる見込みとなったための保険料負担金の増額の合計21万6,000円を減額するものでございます。

歳出合計13万3,000円を減額し、7,110万円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料44ページから47ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第63号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第63号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第63号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

令和2年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,954万7,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

16ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正で歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金に136万4,000円を追加し、1億9,952万8,000円。歳出の修繕料の財源として一般会計からの繰入金に求めております。

歳入合計は136万4,000円を追加し、1億9,954万7,000円でございます。

17ページで、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費に 1 3 6 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 億 4, 9 9 2 万 8, 0 0 0 円です。診療所 1 階にあります C T 室のエアコンの修繕費でございまして、早急な対応が必要なことから、補正をお願いするものであります。

歳出合計は、1 3 6 万 4, 0 0 0 円を追加して、1 億 9, 9 5 4 万 7, 0 0 0 円となるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、1 2 月 7 日開催の令和 2 年第 5 回羅白町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり御了承いただいておりますことを御報告申し上げます。

また、別冊資料の 5 0 ページから 5 5 ページに事項別明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 6 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 6 4 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 9 ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

地方公務員の時間外勤務手当等の算出に用いる勤務 1 時間当たりの給与額については、労働基準法に準じて、寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎額に算入することと定められており、これを含めていないことは労働基準法に抵触することとなるため、今般の改正により、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務 1 時間当たりの給与額の算定基礎額に寒冷地手当を算入するよう改めるものであります。

改正条文であります。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条中、「給料」の次に「及び寒冷地手当」を、「月額」の次に「の合計額」を加える。

附則として、第1項は施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年11月1日から適用するものであります。

第2項は、委任規定です。

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第12 議案第65号 羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第65号羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の20ページをお願いいたします。

議案第65号羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

21ページをお願いします。

羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例。

羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、町内の医療及び介護、福祉部門の専門職員の不足が依然として続いていることから、本条例を担い手対策の一端としてとらえ、これまで全道各地自治体の修学資金条例の内容等を参考に、介護、福祉関係者や、孝仁会からも意見を伺い、条例の見直しについて検討してきたところでございまして、特に町内出身者が利用しやすいことや、長い期間、町内の医療、福祉現場で勤務されるよう改正を行い、羅臼町における保健、福祉、医療の包括的な充実を図るものであります。

改正条文につきましては、以下、記載のとおりでございますが、改正内容につきましては、参考資料により御説明させていただきますので、特段の御配意をお願いいたします。

それでは、参考資料の24ページをお開きください。

資料 8 で、羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由であります。

当町においては、知床らうす国保診療所及び町内の福祉施設における専門職が不足していることから、平成 28 年 3 月に本条例の一部改正を行い、国保診療所を勤務地とした臨床検査技師等の医療技術者を支給対象として追加するとともに、勤務先として町内福祉施設を追加し、新たに社会福祉士並びに介護福祉士を対象として加えたところでありますが、当該施設以外の福祉関係機関や介護事業所等におきましても、専門職の獲得が大変困難な状況となっていることから、勤務先の拡充を図ることとしたものでございます。

また、全道、特に近隣 3 町の条例を参考に、貸し付け条件における勤務年数の見直しをするとともに、入学支度金を支給し、特に町内出身者の育成及び人材の確保を図り、もって町民の保健、福祉、医療の充実を行うものでございます。

改正内容でございます。

第 1 条の目的で、支給対象となる勤務場所について、「公的医療機関」を「公的機関」に、「福祉施設」を「福祉施設等」に改正し、羅臼町または社会福祉協議会など専門職員の確保が困難な福祉関係機関を対象とすることにより、医療技術者等の育成及び人材の確保を拡充し、もって羅臼町の保健、福祉、医療の拡充を図ることとしております。

第 2 条は、修学資金の対象でございます。医師以外の貸し付け対象者について、「3 年以上勤務しようとする者」から「5 年以上勤務しようとする者」に変更し、優秀な技術職の定着と拡充を図ることとしております。

あわせて、第 1 条の改正に係る文言整理を行っております。

なお、医師につきましては、全道の状況を勘案し、借りやすいという観点から、変更はしておりません。

第 3 条は、修学資金の額でございます。医師を目指す者には 50 万円、准看護師及び介護福祉士を除く医師以外の医療職等を目指す町内出身者の者に対し、30 万円の入学支度金を支給することとし、また、対象から助産師を除き、介護福祉士の支給額を変更するものでございます。この改正につきましては、大学や各種養成機関への入学時、特に出費がかさむことから、町内の中学校、高校の出身者に限り、入学支度金を支給することといたしました。また、助産師については、町内に勤務先がないことから、除外し、介護福祉士については、当町にはこの修学資金とは別に、介護福祉士の資格を習得できるよう、助成金支給事業があることと、他の市町村の状況などを参考に、毎月の支給額を「10 万円」から「6 万円」に変更したものでございます。

第 7 条は、修学資金の返還についての条項であります。第 1 条で改正しておりますとおり、文言の整理をしたものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和 3 年 4 月 1 日とし、経過措置といたしまして、現に修学資金の貸し付けを受けている者の取り扱いは事前のとおりとするものです。

以上でございますが、25、26ページに条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

何ほど趣旨を御理解いただき、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第66号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第66号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の22ページをお願いします。

議案第66号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

23ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、参考資料27ページ、資料、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要にて御説明いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和2年度税制改正の大綱において、給与所得控除及び公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除に10万円を引き下げることとされました。それに伴い、所得情報を活用している社会保険制度において、意図せざるを得ない影響や不利益が生じないように改正を行うものです。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定においては、基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、一定の所得給与者等が2人以上いる世帯は、見直し後において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、世帯員の被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等に支給を受けるものの合計数から1を引いた数に10万円を掛けた金額を基礎控除額に加えた額を軽減基準額とするものでございます。

第23条国民健康保険税の減額第1項で、今説明した基礎控除基準額を43万円に引き上げるもの。

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯についての改正、条例附則第2項では、第23条の改正に伴う文言の整理を行っております。

附則といたしまして、第1項で施行期日を令和3年1月1日と定め、第2項で、適用区分を令和3年度以降の保険税について適用する旨を定めております。

また、参考資料22ページから31ページにかけて、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る12月7日開催の令和2年第5回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで、午後3時10分まで休憩いたします。午後3時10分から再開いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第67号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第67号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の25ページをお願いします。

議案第67号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

26ページをお願いいたします。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の理由といたしましては、令和2年度の税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の情勢を踏まえ、利子税、還付加算金等の割合が引き上げられまし

た。それに伴い、地方税法の一部が改正され、納税の猶予等の割合に軽減される延滞金についても同様の見直しが行われたことにより、後期高齢者医療において延滞金の割合の特例について整理するものでございます。

改正条文でございます。

附則第3条中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「にあたっては当該特例基準割合適用年」を「にあつてはその年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則として、施行期日です。

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。

この条例による改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対する延滞金について適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従前の例による。

なお、参考資料32ページ、資料12に、本条例の概要、続きます33ページ、資料13に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第15 議案第68号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第68号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の27ページをお願いいたします。

議案第68号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

28ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の34ページ、資料14を御参照くださいますようお願いいたします。

改正の理由であります。

このたびの改正につきましては、令和2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正により、国税における利子税等の割合の見直しが行われました。

また、同日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合の見直しが行われたことから、羅臼町介護保険条例において、延滞金の割合の特例について整理するものでございます。

改正の趣旨でございます。

介護保険に係る延滞金の割合の特例につきましては、地方税法の割合に合わせる方針をとっていることから、地方税法の延滞金の割合の特例の見直しに係る改正と同様に、介護保険条例附則第6条の整備を行うものでございます。

改正の内容でございます。

附則第6条の一部を改正するものです。

名称の変更として、「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更し、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定するものでございます。

施行期日です。

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料の35ページ、資料15に、羅臼町介護保険条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第16 議案第69号 羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第69号羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案第69号羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定についてでございます。

羅臼町介護職員支度金貸付条例を別紙のとおり制定する。

30ページでございます。

羅臼町介護職員支度金貸付条例でございます。

今回の条例制定につきましては、第1条の目的にありますとおり、町内の介護事業所において、職員不足が続いているところから、本条例を制定し、介護職員を確保することにより、羅臼町の介護事業の安定した運営を図ることを目的としたものでございます。

条例文につきましては記載のとおりであります。内容につきましては、別冊の参考資料で御説明いたしますので、参考資料の36ページをお開きください。

資料16、羅臼町介護職員支度金貸付条例の概要でございます。

制定理由につきましては、ただいま申し上げましたとおり、町内介護事業所におきまして、年々介護職員が減少し、町民が求める十分な介護サービスが提供できなくなる状況となっており、早急な対応、対策が必要であることから、羅臼町内における介護事業の安定した運営を図るため、羅臼町介護職員支度金貸付条例を制定し、介護事業を側面から支援するものであります。

条例の内容につきまして、条項ごと御説明いたします。

第1条は目的であります。

この条例は、介護職員を確保することにより、羅臼町の介護事業の安定した運営を図ることを目的としております。

第2条は支度金の貸し付けについてです。

目的を達成するために、町内の介護施設を初め介護事業所に介護職員として採用される方に対し、着任準備支度金を無利子で貸し付けを行うことができると定めております。

第3条は、貸付金の金額です。

第1号で、介護福祉士資格取得者は72万円。

第2号で、介護職員初任者研修修了者は48万円。

第3号は、1、2号に該当しない者で24万円です。

この金額につきましては、第1号の介護福祉士資格取得者の金額を決める際に、羅臼町医療技術者等修学資金を借り入れた場合に、1年間で借り入れできる金額を採用しております。第2号についてはその3分の2、第3号につきましては3分の1としております。

第4条は、貸し付けの申請について定めておまして、第1項で、支度金の貸し付けを受けようとする者は別に定めるところの申請書を町長に提出すること。

第2項で、町長は、申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、貸し付けの可否を決定し、支度金の貸し付けを受けようとする借り受け者に通知すること。

第3項は、借り受け者が支度金の貸し付けを受けたときは、遅延なく連帯保証人を付した借用書を町長に提出することと定めております。

第5条は、貸し付けの取り消し及び貸付金の返還についてです。

町長は、支度金の貸し付けを決定した後に、借り受け人が故意または重大な過失がある

と判明した場合は、直ちに決定を取り消し、既に貸付金がある場合は、その全額の返還を命ずると定めております。

第6条は、支度金の償還の免除規定でございます。

町長は、貸し付けした支度金について、別に定めるところにより、全額または一部の償還を免除することができるとしております。

この規定につきましては、別に規則で定めることとしておりますが、3年間、常勤職員として勤務した場合は全額免除。また、3年に満たない場合は、3年間で36か月と見て、勤務した月数分を免除する規定を定める予定としております。

第7条は、規則への委任でございます。

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2項で、借り受け対象者の特例を定め、この条例の公布の日から施行日までの間に採用され、施行期日において在職している条例第2条に該当する新規採用者については、借り受け者の対象とすることを定めております。この規定につきましては、現時点で既に職員不足となっておりますので、特別措置をとったものでございます。

以上でございますが、趣旨を御理解いただきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第17 議案第70号 羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第70号羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（平田 充君） 議案の32ページをお願いします。

議案第70号羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

33ページをお願いします。

羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきまして、経済的理由により就学困難な高等学校生または大学生等に対して、奨学資金の貸し付けをする目的を持って奨学資金貸付基金を設置し、これまで延べ37名の学生に対し、貸し付けを行ってきました。

しかしながら、近年の貸し付け状況につきましては、高校授業料の無償化などの流れもあり、平成16年を最後に本制度の利用者がいないことから、活用しやすい制度に改正し、利用を促すよう求められ、本条例の一部を改正するものであります。

改正条文につきましては、以下、記載のとおりでございますが、改正内容につきまして、参考資料により御説明させていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、参考資料37ページ、資料17をお開きください。

羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由であります。

経済的理由により就学困難な高等学校生または大学生等への奨学資金貸し付け制度として、利用者の拡大を図るため、貸し付け額の増額、償還期間の延長、入学準備金の新設、さらに、当町の人口減少対策の一助となるよう、免除規定を追加し、もって町民の教育を受ける機会均等に努めるものでございます。

改正内容でございます。

第3条の第1号の奨学生では、学校教育法改正に伴う条文改正と、入学準備金を新設したことに伴い、条文に「または入学見込みのある者」を追加するものでございます。

6条、貸付金では、大学生の月額貸し付け額の増額のため、大学生の貸し付け額を月2万円から月2万5,000円に改め、奨学資金は「入学準備金として1年分一括により貸し付けすることができる」を追加するものでございます。

第9条、貸付金償還方法及び減免では、「償還方法をその翌年から、貸し付け年限と同じ期間をもって行うものとする」を「据え置き後、13年の範囲で償還するものとする」に改め、さらに、「卒業後、引き続き羅臼町に3か年定住した場合、償還金は免除することとする」を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものです。

以上でございますが、参考資料38ページ、資料18に条例の一部改正新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

本条例につきましては、昭和49年に制定後、その時点の状況にあわせ、8度の改正を行ってきております。趣旨を御理解いただき、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第18 議案第71号 財産の取得について

○議長(佐藤 晶君) 日程第18 議案第71号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長(平田 充君) 議案の34ページをお願いします。

議案第71号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1の取得物件は、体温測定サーマルカメラ10台。

2の取得の目的は、新型コロナウイルス感染症対策備品として、町内の学校施設等に設置し、施設入室前に体温測定を行い、感染防止拡大を図るものであります。

3の取得価格は、492万8,000円。

4の取得の相手方は、札幌市中央区北3条西4丁目1番地1、株式会社日立ビルシステム北海道支社、支社長、石田総寿。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎散会宣告

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日12日から15日までの4日間は、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、休会といたします。

12月16日は、午前10時開議いたします。

議事日程は当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員